

平成23年10月

城南衛生管理組合議会定例会

会 議 録

平成23年10月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成23年10月14日

午前10時 開議

1 出席議員

鷹野雅生	議員
田辺勇氣	議員
細見勲	議員
山本邦夫	議員
上林昌三	議員
原田周一	議員
岡田久雄	議員
村田忠文	議員
太田健司	議員
阪部正博	議員
増田貴	議員
若山憲子	議員
島宏樹	議員
塚本五三藏	議員
浅見健二	議員
石田正博	議員
片岡英治	議員
河上悦章	議員
坂下弘親	議員
西川博司	議員
水谷修	議員
矢野友次郎	議員

2 説明のため出席した者

久保田勇	管理者
出野一成	城陽市副市長
明田功	副管理者
伏見英順	久御山町副町長
奥田光治	副管理者
中谷浩三	井手町副町長
竹内啓雄	専任副管理者
稲石義一	事業部長
浅田清晴	施設部長
革島昇治	会計管理者
清水孝一	総務課長
杉崎雅俊	財政課長

長 村 優	広報情報課長
伊 庭 利 夫	業務課長
川 島 修 啓	施設課長
森 内 富 雄	クリーンピア沢所長
福 井 均	クリーン21長谷山所長
辻 巧	折居清掃工場長
西 村 憲 司	エコ・ポート長谷山所長
大 田 博 之	奥山リユースセンター所長
西 山 正 和	グリーンヒル三郷山所長
福 西 博	新折居清掃工場建設推進課長
垣 内 太 平	代表監査委員

3 職務のため議場に出席した職員

宇 野 敏 彦	議会事務局長
橋 本 哲 也	財政課係長

4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4 議案第 8号	監査委員の選任同意を求めるについて
日程第 5 議案第 9号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 6 議案第10号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 7 議案第11号	城南衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 8 議案第12号	平成22年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 9	休会について

5 会議に付議した事件

日程第1～日程第6

午前10時00分 開会

○河上悦章議長 おはようございます。

会議前の連絡事項について、ご報告を申し上げます。橋本副管理者、及び坂本副管理者、並びに汐見副管理者から、欠席の届け出があり、出野副市長、伏見副町長、中谷副町長に、それぞれ、出席を頂いておりますので、ご報告を申し上げておきます。

ただ今の出席議員数は、22人全員であります。既に定足数に達しておりますので、10月定例会は成立をいたしました。これより平成23年10月、城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告

○河上悦章議長 日程第1、諸報告を行います。城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、例月出納検査結果5件につきましては、その写しをお手元に配布いたしておりますので、ご覧おき願います。

日程第2 会議録署名議員の指名

○河上悦章議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、議長において、田辺勇氣議員、島 宏樹議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○河上悦章議長 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から11月29日までの47日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、47日間と決定いたしました。

日程第4 議案第8号 監査委員の選任同意を求めるについて

○河上悦章議長 次に、日程第4、議案第8号、監査委員の選任同意を求めるについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。 久保田管理者

○久保田 勇管理者（登壇） おはようございます。本日ここに、平成23年10月城南衛生管理組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、お忙しい中、御参集を賜りまして厚くお礼申し上げます。又、先ほど議長の方からご報告をされましたけれども、橋本副管理者及び坂本副管理者、並びに汐見副管理者が、公務のため欠席の届出がございました。出野副市長、伏見副町長、中谷副町長にそれぞれご出席を頂いておりますので、ご了承を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

ただ今議題となりました議案第8号、監査委員の選任同意を求めるについての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、識見を有する者から選任する監査委員の任期が平成23年11月27日に満了をいたしますことに伴いまして、現監査委員の垣内太平氏に引き続きお願いを致したく、本組規約第11条第2項の規定によりまして、議会の選任同意を求めるものでございます。

現在1期目をお勤め頂いております垣内太平氏は、現在宇治田原町の監査委員としてご活躍中ですが、今後もその豊かな御見識と公正不偏のお立場から、組合事務事業の公正、的確な執行につきまして、引き続き御指導をお願いいたしたく、選任の同意を求めるものでございます。よろしく御審議を頂きまして、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○河上悦章議長 これより質疑に入ります。

○河上悦章議長 質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を裁決いたします。本案はこれに同意するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○河上悦章議長 起立全員であります。

よって、第8号議案はこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 10時06分

再開 10時06分

(垣内太平 監査委員 入場)

日程第5 議案第9号 職員の育児休業に関する条例の一部を改正する
条例を制定するについて

○河上悦章議長 休憩前に引続き、会議を開きます。次に、日程第5、議案第9号、職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。久保田管理者

○久保田 勇管理者(登壇) ただ今議題となりました、議案第9号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成22年8月に、一定の要件を満たす非常勤職員に育児休業等を行うことができるようにすることが適当であるとの人事院の意見の申出が行われたことにより、民間における有期雇用者との均衡も考慮し、仕事と子育ての両立支援、調和を図り得るような勤務環境の整備を目的に国家公務員の育児休業等に関する法律の改正及びこの改正内容に沿った地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、いずれも平成23年4月1日から施行されたところでございます。お手元の議案第9号資料に記載を致しておりますとおり、一定の要件を満たしている一般職の非常勤職員、当組合では再任用短時間勤務職員が対象となりますが、任用の状況に照らして育児休業の該当となるよう、本組合条例につきましても、所要の改正を行うものでございます。主な要件といたしましては、子が1歳に達する日を超えて、引き続き在職が見込まれること、1週間の勤務日が3日以上、又は1年間では121日以上勤務する職員が対象となるものでございます。取得の例の欄に記載をいたしております該当する事由に応じまして、一つは子が1歳に達する日までを基本にいたしまして、特例の要件として、1歳2カ月に達する日ま

で、又は1歳6カ月に達する日までを取得期間の末日と致しますとともに、その他再度の育児休業ができる特別の事情の追加等、所要の整備を行い、公布の日から施行致すものでございます。なお、本件につきましては、職員団体との協議が整っているところでございます。よろしく御審議を頂き、御可決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○河上悦章議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

○河上悦章議長 これより討論に入ります。

○河上悦章議長 討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて討論を終結いたします。

○河上悦章議長 これより議案第9号を採決致します。第9号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。
(起立全員)

○河上悦章議長 起立全員であります。
よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○河上悦章議長 次に、日程第6、議案第10号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。久保田管理者

○久保田 勇管理者(登壇) ただ今議題となりました、議案第10号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律、以下、整備法とさせていただきます。が、平成22年12月10日に公布され、整備法の施行期日を定める政令につきましても、本年9月22日に公布をされたところでございます。お手元の議案第10号資料に記載をいたしておりますとおり、整備法の施行により、障害者自立支援法が改正され、同法第5条に規定をされます障害者福祉サービスの定義の項を引用しております地方公務員災害補償法も改正されたところでございます。地方公務員災害補償法と同様の規定になっております本組合条例につきまし

ても、介護補償を定めた第10条の2におきまして引用の項ずれ等、所要の改正を行う必要が生じたため、提案をさせていただくものでございます。なお、施行期日につきましては、整備法の施行期日により、第1条の規定は公布の日からとし、このうち、改正後の条例第10条の2第2号の規定は平成23年10月1日から適用し、第2条の規定は平成24年4月1日からの施行といたしております。よろしく御審議を頂き、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○河上悦章議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

○河上悦章議長 これより討論に入ります。

○河上悦章議長 討論はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて討論を終結いたします。

○河上悦章議長 これより議案第10号を採決致します。第10号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。
(起立全員)

○河上悦章議長 起立全員であります。
よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第11号 城南衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○河上悦章議長 次に、日程第7、議案第11号、城南衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。
久保田管理者

○久保田 勇管理者(登壇) ただ今議題となりました、議案第11号、城南衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由の御説明を申し上げます。
本案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律が、平成22年5月19日に公布され、本年4月1日から施行されたことを受けまして、お手元の議案第11号資料に記載を致しておりますとおり、当組合条例第1条において、法律の条項を引用し、生活環境影響調査等の縦覧手続き及び意見書提出の方法等の目的規定を定めておりますが、法第9条の3におきまして、一般廃棄物処理施設の維持管理情報のインタ

ーネット等による公表が新たに第6項として追加され、引用箇所において項の繰り下げが生じたことから、所要の整備を行うものでございます。よろしく御審議を頂き、御可決を賜りますようお願いを申し上げます以上でございます。

○河上悦章議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

○河上悦章議長 これより討論に入ります。

○河上悦章議長 討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて討論を終結いたします。

○河上悦章議長 これより議案第11号を採決致します。第11号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。
(起立全員)

○河上悦章議長 起立全員であります。
よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第12号 平成22年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

○河上悦章議長 次に、日程第8、議案第12号、平成22年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。
久保田管理者。

○久保田 勇管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第12号、平成22年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由の御説明を申し上げます。
本案は、平成22年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。また、地方自治法第233条第5項及び第241条第5項の規定に基づきます、主要な施策の成果説明書並びに歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の他に、歳入歳出決算事項別明細説明書を関係附属書類として提出をいたすものでございます。計数の詳細につきましては会計管理者から説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。なお、議案第12号の参考資料と致しまして平成22年度決算額を基礎に作成致しました、貸借対照表と行政コスト計算書を併せて提出を致しておりますので御報告を申し上げます。よろしく御審議をいただき、御認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○河上悦章議長 次に決算の計数について、説明を求めます。 革島会計管理者

○**革島昇治会計管理者**（登壇） おはようございます。それでは私の方から議案第12号、平成22年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算についての、計数的な説明を申し上げます。

まず、平成22年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算書の概略を説明させていただきまして、次にその詳細を記載しております平成22年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書を説明させていただきますのでよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、1ページから2ページの歳入でございますが、下段をご覧いただきたいと存じます。歳入決算の総額は、48億2,091万5,985円。不納欠損額、45万2,220円。収入未済額、263万5,758円で、予算現額48億166万9,000円に対し、1,924万6,985円の増額となっております。次に、歳出の決算でございますが、決算書の3ページから4ページをご覧願ひます。歳出決算の総額は、4ページ下段でございます支出済額でございますが、47億5,399万2,979円であります。翌年度への繰越額は、ございません。不用額は、4,767万6,021円となっております。予算現額48億166万9,000円に対しまして、4,767万6,021円の差引残額となっております。なお、収入済額から支出済額を差し引きました歳入歳出差引残額は、3ページ中ほどに記載をしております6,692万3,006円となっております。この分が平成23年度への繰越金となっております。以上が決算の概略でございます。続きまして、その詳細につきまして平成22年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書に沿いましてご説明申し上げます。まず歳入でございます。5ページから12ページに記載しておりますが、5ページ、6ページをご覧願ひます。款1分担金及び負担金でございます。これは構成市町からいただきます分担金でありまして、歳入予算の大部分を占めております。予算現額は39億333万5,000円。収入済額は同じく39億333万5,000円で調定額どおりの収入となっております。次に、款2使用料及び手数料でございます。使用料及び手数料につきましては、予算現額4億7,350万7,000円。調定額4億7,740万2,904円に対し、収入済額は4億7,431万4,926円となっております。この収入の主なものは、7ページ上段でございます清掃手数料で、4億7,259万1,478円ありますが、その中には、備考欄に記載しております還付未済額4万5,250円が含まれております。次に7ページ款3国庫支出金でございます。国庫支出金につきましては、予算現額1,000円に対し収入済額は0円となっておりますが、これは財務会計システムの関係から目を設定し、1,000円の予算を計上したものでございますが、決算年度の収入額はございませんでした。続きまして、その下の款4府支出金でございます。府支出金の予算現額は346万1,000円に対し収入済額は542万1,000円となっております。調定額どおりの収入となっております。次に、款5財産収入でございますが、財産収入につきましては、予算現額1億1,492万5,000円収入済額1億2,488万4,770円で調定額どおりの収入となっております。この収入の主なものとしたしましては、財産運用収入といたしまして、利子及び配当金363万8,335円及び、9ページの上段でございます物品売払収入でございまして、1億

2,099万6,435円でございます。その物品売払い収入の主なものといたしましては、缶及びペットボトルなどのリサイクル資源化物や破碎選別有価物及び溶融メタルなどの売払い収入が主なものであります。次に、その下の款6繰入金でございますが、繰入金につきましては、予算現額7,215万4,000円。収入済額は同じく7,215万4,000円で調定額どおりの収入となっておりますが、その内訳は、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金繰入金の7,215万4,000円でございます。続きまして、款7繰越金でございますが、繰越金につきましては、予算現額7,211万6000円。収入済額7,211万6,244円で調定額どおりの収入となっております。次に、款8諸収入であります。諸収入につきましては、予算現額9,437万円。収入済額1億89万45円となっております。主な収入といたしましては、11ページに記載しております雑入の9,904万328円でありまして、クリーン21長谷山の発電による余剰電力売却収入8,118万6,834円のほか、工房教室の参加料や、太陽ヶ丘への蒸気供給代金及び建物災害共済金などがございます。続きまして、11ページの款9組合債であります。組合債は、工場基幹設備改修整備事業や、施設等更新事業などに係る起債でありまして、予算現額6,780万円に対し、収入済額は6,780万円、調定額どおりの収入となっております。

以上が歳入決算の説明でございますが、続きまして、歳出決算の説明をさせていただきます。13ページから36ページでございます。まず、13ページの款1議会費であります。議会費につきましては、予算現額348万1千円支出済額336万1,374円で、11万9,626円の不用額となっております。次に、その下、款2総務費でございます。総務費につきましては、予算現額5億9,047万3千円支出済額5億8,614万3,086円で、432万9,914円の不用額となっております。この不用額の主なものといたしましては一般管理費の378万6,976円でございます。なお、この総務費の中には、平成22年度に退職いたしました特別職1名と一般職員9名の退職手当を含んでおります。次に、飛びまして19ページをご覧ください。款3衛生費でございます。衛生費は、工場や施設関係の経費が中心となっております。予算現額30億6,729万9千円支出済額30億2,926万7,100円不用額は3,803万1,900円となっております。不用額の主なものといたしましては、19ページをご覧ください清掃総務費の883万5,183円及び23ページにあります、し尿処理費の452万2,722円。25ページをご覧ください、ごみ焼却費の1,773万3,438円などがございます。続きまして33ページの款4公債費であります。公債費は、いわゆる借金の返済でありまして、予算現額11億3,554万円。支出済額11億3,522万1,419円で、不用額は31万8,581円となっております。最後に、その下にあります款5予備費であります。予備費につきましては、当初予算額500万円に対しまして、予算の執行過程におきまして、一部を充用いたしておりますが、その内容につきましては34ページの備考欄に記載のとおり、上から3件の計3万8千円を総務費へ、下の2件の計8万6千円を衛生費へ充用しておりまして、充用総額は12万4千円であります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、次に、実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。37ページでございます。歳入総額が48億2,091万6千

円歳出総額は47億5,399万3千円。歳入歳出差引額が6,692万3千円であり
ますが、翌年度への繰り越すべきものはございませんので、実質収支額は同じく6,6
92万3千円となっております。次に、財産に関する調書についてご説明申し上げます。
38ページでございます。公有財産のうち、土地につきましては、クリーン21長谷山
周辺整備事業に伴います用地取得によりまして、4,087.10平方メートル増加い
たしましたことから、決算年度末の現在高の合計は、18万3,199.86平方メー
トルとなっております。一方、建物の決算年度末の現在高につきましては、4万3,8
42.21平方メートルでありまして、前年度からの増減はございません。次に、主要
物品についてご説明申し上げます。39ページから40ページをご覧くださいと存
じます。決算年度中に、11物品が増加をし5物品が減少いたしました。その結果、決
算年度末の現在高の合計は137物品となっております。次に、基金についてご説明申
し上げます。41ページでございます。財政調整基金では、一般会計からの積立金と運
用益とで、4,002万3,276円増加をいたしました結果、決算年度末の現在高は
5,524万4,053円となっております。次に、し尿収集運搬委託企業転廃業助成
基金では、資金運用していましたが債券の満期に伴いまして、9,975万円と、債券運
用及び現金預け入れなどによる運用益の386万5,059円の合計1億361万5,
059円の現金が増加いたしました一方で、し尿収集量の減少に伴います収集車両2台
の減車が発生いたしましたので、7,215万4千円を支出し、改めて9,996万円
の資金運用を行いました結果、現金1億7,211万4千円が減少し、現金の決算年度
末現在高は、5,182万2,070円となりましたが、有価証券の2億4,923万
1千円を合わせまして、決算年度末の現在高は3億105万3,070円となりました。
以上で平成22年度決算の計数説明とさせていただきます。どうかよろしくご審議賜り
まして、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○河上悦章議長 この際、本決算に対する監査委員の報告を求めます。

垣内太平監査委員

○垣内太平監査委員（登壇） おはようございます。ただ今、紹介頂きました垣内でござ
います。それでは平成22年度決算結果のご報告をさせていただきます。

それでは、地方自治法第233条第2項の規定によりまして、管理者から審査に付さ
れました、平成22年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査を致しましたの
で、その結果の概要を報告させていただきます。決算の審査は去る9月8日に太田監査委員
とともに、本組合事務局において実施を致しました。審査の対象は平成22年度一般
会計歳入歳出決算の全科目にわたってで、でございます。審査の方法と致しましては、管
理者から送付されました決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する
調書、並びに基金の運用状況調書が法令の規程に準拠して作成されているかを確認、
決算計数について、歳入歳出簿及び証拠書類その他関係諸帳簿、並びに財産台帳と照合
し、予算の執行内容についても決算との比較分析等によって検討を加えながら、関係職
員からの説明聴取や、質問を行う中で審査を行いました。審査の結果でございますが、
審査に付されました決算及び付属書類は法令の規定に準拠して作成されており、その計

数についてはいずれも関係諸帳簿と符合しており、正確であることを確認いたしました。次に決算の概要でございますが、予算現額48億166万9千円に対する決算額は、歳入が48億2,091万5,985円、歳出が47億5,399万2,979円となっております。歳入歳出差引残額は6,692万3,006円となっております、翌年度に繰り越すべき財源がないため、実質収支額も同額と、なっております。尚、決算を前年度と比較いたしますと、歳入は6億3,648万656円これは11.66%、歳出につきましても、6億3,128万7,418円。これは11.72%と、ともに大きく減額となっております。細目の数値、比率等につきましては、お手元に配布されております審査意見書をご清覧いただきたく存じます。なお、平成22年度決算の参考資料として、今年度も貸借対照表及び行政コスト計算書が作成されており、行政サービスに要した費用やそれに賄われた財源など、コスト分析が行われておりました。以上、平成22年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算審査についてのご報告とさせていただきます。以上です。

○河上悦章議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

○河上悦章議長 おはかりいたします。本案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、休会中も継続して審査をすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。よって、本案については11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、休会中も継続して審査をすることに決定いたしました。

○河上悦章議長 おはかりいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条の規定により議長において、鷹野雅生議員、田辺勇氣議員、上林昌三議員、村田忠文議員、阪部正博議員、若山憲子議員、島 宏樹議員、浅見健二議員、坂下弘親議員、西川博司議員、矢野 友次郎議員、以上の11人を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました11人の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

○河上悦章議長 ただいま選任されました、決算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正・副委員長の互選を行ない、その結果を議長まで報告を願います。暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時52分 再会

○河上悦章議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました決算特別委員会において正・副委員長を互選の結果、委員長には、田辺勇氣議員が、副委員長には、村田忠文議員が、それぞれ当選されましたので、ご報告を申し上げます。

日程第9 休会について

○河上悦章議長 次に、日程第9、休会についてを議題といたします。

おはかりいたします。議事の都合により10月15日から11月28日までの45日間を休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。よって、10月15日から11月28日までの45日間を休会することに決定いたしました。以上をもちまして本日の日程は全て議了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

○河上悦章議長 次回は、11月29日、午前10時から会議を開きます。

尚、一般質問の通告締切は10月28日、午後5時15分までとなっておりますので、ご承知おきを願います。

以上でございます。ごくろうさまでございました。

10時53分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 河上 悦章

副議長 細見 勲

議 員 田辺 勇氣

議 員 島 宏樹

第 2 号

平成23年10月城南衛生管理組合議会定例会会議録（第2号）

平成23年11月29日

午前10時 開議

1 出席議員

鷹野雅生	議員
田辺勇氣	議員
細見勲	議員
山本邦夫	議員
上林昌三	議員
原田周一	議員
岡田久雄	議員
村田忠文	議員
太田健司	議員
阪部正博	議員
増田貴	議員
若山憲子	議員
島宏樹	議員
塚本五三藏	議員
浅見健二	議員
石田正博	議員
片岡英治	議員
河上悦章	議員
坂下弘親	議員
西川博司	議員
水谷修	議員
矢野友次郎	議員

2 説明のため出席した者

久保田 勇	管理者
橋本 昭男	副管理者
明田 功	副管理者
伏見 英順	久御山町副町長
坊 嘉宏	宇治田原町副町長
竹内 啓雄	専任副管理者
稲石 義一	事業部長
浅田 清晴	施設部長
革島 昇治	会計管理者
清水 孝一	総務課長
杉崎 雅俊	財政課長

長 村 優	広報情報課長
伊 庭 利 夫	業務課長
川 島 修 啓	施設課長
森 内 富 雄	クリーンピア沢所長
福 井 均	クリーン21長谷山所長
辻 巧	折居清掃工場長
西 村 憲 司	エコ・ポート長谷山所長
大 田 博 之	奥山リユースセンター所長
西 山 正 和	グリーンヒル三郷山所長
福 西 博	新折居清掃工場建設推進課長

3 職務のため議場に出席した職員

宇 野 敏 彦	議会事務局
橋 本 哲 也	財政課係長

4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	一般質問
日程第 3	議案第12号 平成22年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 4	議案第13号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 5	議案第14号 平成23年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)
日程第 6	閉会中継続審査の申し出について

5 会議に付議した事件

日程第1～日程第6

午前10時00分 開議

○河上悦章議長 おはようございます。

会議前の連絡事項についてご報告を申し上げます。坂本副管理者及び奥田副管理者より、欠席の届出があり、伏見副町長、坊副町長にそれぞれ出席を頂いております。また、汐見副管理者から欠席の届出がありますので、ご報告を申し上げておきます。

ただ今の出席議員数は、22人、全員であります。既に定足数に達しておりますので、これより平成23年10月、城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告

○河上悦章議長 日程第1、諸報告を行ないます。城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、例月出納検査結果2件につきましては、その写しをお手元に配布致しておりますので、ご覧おき願います。

日程第2 一般質問

○河上悦章議長 次に日程第2、一般質問を行ないます。暫時休憩します。水谷議員より資料配布の要請があります。

(水谷 修議員の資料配布)

午前10時03分 休憩

午前10時04分 再会

○河上悦章議長 休憩前に引続き、会議を再開します。水谷 修議員

○水谷 修議員（登壇） 議長のお許しを頂きまして、資料を配布させて頂きました。城南衛生管理組合議会の一般質問を行います。先ず、折居清掃工場の建替計画についてありますが、その大本になるごみ減量について、先ずお伺いいたします。

ごみの減量について、その他の紙の分別促進についてですが、可燃ごみのうち紙類が46.53%縮めています。この約半分は紙リサイクルに分別できると思いますが、どう取り組むのでしょうか。

プラスチック類の分別については、現在不燃ごみの約8割が焼却されています。分別を一生懸命しておられる住民の皆さんの気分を考えると問題であります。いよいよプラスチック類の分別が検討され、実施に向けて協議が始まっていますが、どれぐらいの量が可燃ごみになり、どれだけが分別に回ることになるのか、説明して頂きたいと思えます。

生ごみの分別・処理についてですが、可燃ごみの内、生ごみが約1割を占めています。これを減量すること、また、分別収集処理することについて、本組合の考えをお聞かせ頂きたいと思えます。

次に可燃ごみの減量について、可燃ごみは、昨年度実績で一人あたり原単位では、宇治市が382g、城陽市483g、八幡市421g、久御山町542g、宇治田原町437g、井手町571g、平均で、423gであります。また、減量目標も、2021年度までに7%減の団体がある一方、2%減の団体もあります。これは構成団体の自主性の問題でございますから、それぞれの団体でお決め頂くことではありますが、本組合として、全体として引き上げるべきだと思いますが、如何でしょうか。

次に折居清掃工場についてでございますが、私の試算ですと、現行のごみ処理基本計画に加えて、その他紙の分別促進とプラスチック類分別を、一生懸命推進をすると致しましたら、約7万トン弱であり、クリーン21長谷山の240トン焼却の工場で購入することができるのではないかと思います。構成団体のごみ減量化計画の見直しをお願いし、折居清掃工場は建替えないことを含めて、計画を根本から見直す必要があるのではないのでしょうか。

最後にリユースセンターの更新について、リユースセンターの更新内容について、ご説明頂きたい。又、生ごみ分別処理の検討も含めて、計画に組み込むべきだと思いますが、如何でしょうか。以上で1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○河上悦章議長 浅田施設部長

○浅田清晴施設部長（登壇） 水谷議員の一般質問についてお答え申し上げます。

1つ目のごみ減量にかかる紙ごみのリサイクルについての質問からお答えします。議員ご指摘のとおり平成22年度の分析では、46.53%の紙類が可燃ごみに含まれている結果となっています。その中にリサイクル可能な段ボールや新聞・雑誌などが約36%含まれおり、ごみ全体の中では約17%含まれていることとなります。一方、宇治市や宇治田原町がごみステーションからの紙ごみ一掃の取組みをされました平成16年度以前の平成15年度の状態では、紙全体の中に約51%、ごみ全体の中に約23%のリサイクル可能な紙類が含まれており、平成22年度の状態と比較しますと、この間の紙ごみリサイクルが促進されているものと思われます。今後においても一層の紙ごみ分別回収の促進が行われますよう、組合として広報・啓発してまいりたいと考えております。

次にプラスチック類の分別についてお答え申し上げます。議員ご指摘のとおり、近年破碎処理後の可燃ごみが8割弱に増加しています。この状況についてですが、本年度に実施しました粗大・不燃ごみ組成分析では、プラスチック類が、約6割を占め、その中にその他プラスチック製容器包装が約7割、これを粗大・不燃ごみ全体でみると約4割含まれていることとなります。破碎処理後の可燃ごみが年々増加している要因につきましては、機械選別では完全に対応できない、ごみ袋や容器包装材などの軟質プラスチック類が影響しているものと考えられます。なお、その他プラスチック製容器包装の分別収集における処理内訳についてでございますが、その他プラスチック製容器包装資源化施設の目標年度として設定している平成30年度では、その他プラスチック製容器包装の排出量が約6,200tあり、その内約6割に相当する3,700tが資源化物として分別収集され、約残りの4割に相当する2,500tが可燃ごみとして排出されるものと推計しております。

次に、生ごみの分別処理についてお答えします。生ごみのリサイクルの方法としては、堆肥化やバイオガス化がありますが、最近では京都市が産官学により行う実証試験のように、生ごみと紙ごみの混合物からエタノールに変換する新技術も検討されています。このような生ごみの分別処理は、分別収集が必要となり、排出方法や収集方法・回数、更には収集運搬時の臭気対策のための収集機材の変更などが伴い、排出・収集段階に過大な影響を与えることになるとともに、処理システムの大きな変更も必要となります。このことからして、組合としては、研究課題ではあるものの検討課題にまでは至らないものと考えております。なお、管内における生ごみのリサイクルにつきましては、現在、生ごみ処理機等購入補助制度により推進されているところであり、当面は継続され、促進されるものと思われまます。

次に可燃ごみの減量について、お答え申し上げます。当組合のごみ処理基本計画は、奥山リユースセンター及び折居清掃工場の更新を計画しておりますことから、ごみ発生量などの推計が必要となったため、改訂に取り組んでいるところであります。排出量につきましては、過去5年間の実績を基に推計した速報値であり、平成22年度に対して10年後の目標年度である平成33年度で、市町別に約1%から約7%の減量化が見込め

る結果となっております。一方で、国の基本方針による減量化目標では、平成19年度に対し平成27年度で、一般廃棄物の総排出量を約5%削減する減量化目標となっておりますが、本基本計画における構成市町の平成27年度では、国の減量化目標を概ねクリアされる結果となっております。また、構成市町の過去5年間の一人当りの可燃ごみ排出量では、市町間に差はあるものの、すべての市町において減少傾向にあり、集団回収等を含むリサイクルは推進されているものと考えております。

次に、その他紙の分別促進等により、折居清掃工場の立替えを再検討したらどうかということについてお答え申し上げます。折居清掃工場更新事業の現計画による稼働年度の平成30年度では、可燃ごみの総量を約90,000t弱と見込んでおります。このことから仮にその年度における家庭系可燃ごみ量の推計量約59,000tに含まれるリサイクル可能な紙量17%、約10,000tを差引ますと約80,000tとなり、さらに議員のお考えに基づいて生ごみ量10%、約6,000tを差引ますと74,000tとなります。ただし、この数値は、既にその他プラスチック製容器包装の分別収集が実施されていること、また、混入されている生ごみとリサイクル可能な紙ごみを100%完全に完璧に分別排出されたと仮定しての数値でありますことから、また、近年の地震等災害により発生したがれき等の処理の必要性から、処理能力に一定の余裕を持つことが重要であるとの廃棄物処理法に基づく環境省の告示もあり、クリーン21長谷山のみでの処理は困難であるものと考えております。

次に2つ目の質問であります奥山リユースセンター更新について、お答え申し上げます。まず、建設場所ですが、旧長谷山清掃工場解体跡地としております。施設の概要ですが、現奥山リユースセンターの更新施設として粗大ごみ処理施設の規模を100tから60tに縮小して整備し、そこに、その他プラスチック製容器包装資源化施設を併設することとしております。粗大ごみ処理施設は、既設の設備内容から大きな変更はありませんが、その他プラスチック製容器包装資源化施設では、分別収集されたその他プラスチック製容器包装から処理対象外となるプラスチックや汚れの激しいものなどを不適合物として手選別により除去し、容器包装リサイクル法に基づく分別基準に適合したその他プラスチック製容器包装について圧縮・梱包し、資源化ルートに搬出する施設を整備することとしております。この整備計画についてですが、竣工を平成27年3月とし、平成27年4月から本格稼働を目指すこととしております。そのため、平成24年度の上半期中には入札及び契約締結を終え、平成26年度末には試運転・性能確認が行えるよう、建設事業を鋭意推進することとしております。構成市町では、この施設整備事業と並行して、分別収集の準備が進められることとなります。

次に生ごみ分別処理を検討し、この計画に組み込むべきということについてですが、先程も申し上げましたとおり生ごみのリサイクルは研究課題ではあることとして、現時点では、本事業に組み込む考えはございません。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○河上悦章議長 水谷 修議員

○水谷 修議員 2回目の質問を行います。まず、ごみの減量について、紙の問題でござ

いますが、容器包装リサイクル法で紙製容器のリサイクルが円滑に行われるよう、いわゆる紙マークを義務付けられています。じゃあ、一体この本組合では紙マークの付いた紙については、燃やすごみに分類しているのでしょうか。また、お配りした資料で、構成団体別の原単位のごみ量の資料を付けさせて頂きましたが、ここにありますように、多いところ少ないところで1.5倍の差があります。これはごみの多いところを非難するために出した資料ではありません。目的は、そういうふうには誤解されると申し訳ないのですが、要するに努力する要素が全体とすれば沢山あるということを示すものだと思います。この多くの部分が紙ごみの問題であります。集団で紙を分別して集めている所もあります。そう中々してない所もあります。そもそも紙ごみ発生量を減らすことを含めて、発生する量を減らすことも含めて、もっと減らすことができるのではないかと思います。お答えをお聞かせ頂きたいと思います。次にプラスチック類の分別についても、現在の本組合の数値は、発生量削減ということが入っていません。発生量削減の目安を持つべきだと思います。現在と同量の廃プラを分け方を変えて、こっちのごみを可燃に、こっちのごみをプラスチック収集にという分類をただの数値推計になっています。発生量を減らす目標にすべきと思いますが、如何でしょうか。次に生ごみの分別処理についても、生ごみ処理機補助金廃止団体も現在あるではありませんか。発生量を減らすとともに、市民の協力促進でもっと減らすことができるのではないかと思います。如何でしょうか。次に可燃ごみの減量ですが、本組合がたてております基本計画の速報値でいきますと、宇治市の可燃ごみは推計で減らない推計となっています。宇治市の基本計画では2018年までに10年間に8%削減計画になっており、現在その年度経過の中では超過達成中でございます。推計値を上方に見ているのではないかと思います。お配りいたしました資料に、組合の推計値等が出してありますが、本組合の計画は資料の左側のようなことで減ってくるということであり、先程来言っていますように、事業系のごみも、もう少し頑張って頂いて、生ごみ半減、紙半減、可燃は全体として何%減らすとすれば、7万トン弱になります。こうすれば、ほぼ長谷山1個で、できるということだと思いますので、そんなに無茶苦茶ハードルの高いものではなく、世界全体で見ても日本のごみ減量の推移から見ても、私は可能だと思いますし、折居清掃工場の運転を少し1炉ずつの運転の日数減らすなどして、折居を少し更に長寿命化をして頂く、こういうふうなことにすれば、クリーン21長谷山の240トン焼却工場で賄うことができます。更に掛かる費用はトン当たり5千万円と言われておりますから、120トンの工場を建てるとすれば、60億円。工場のランニングコストなど考慮すれば、私は折居工場の建替えは再検討すべきではないか。このように思いますが、お考えをお聞かせ頂きたいと思います。

○河上悦章議長 竹内専任副管理者

○竹内啓雄専任副管理者（登壇） ご質問のうち、折居の工場の建替えを再検討すべきではないか。という部分につきまして、私の方からお答えさせていただきます。

一層のごみの減量化、或はリサイクルの推進等によりまして、折居清掃工場の更新を再検討すべきのご指摘かと思いますが、先ほどの質問で部長が答弁致しましたとおり、

議員ご提案のお考えに基きまして、紙類或は生ごみ類、仮に100%完全、完璧に除いたと致しましても、なおクリーン21長谷山の処理能力を超える可燃ごみがあるというふうに考えておきまして、折居清掃工場の更新事業につきましては、平成22年度に実施致しました精密機能検査の総合所見と致しまして、毎年の定期点検整備や日常の保守点検の適正実施によりまして、処理機能の維持ができておりますが、稼働後25年が経過した施設であることから老朽化が著しく、今後、施設全体の耐久性の低下などが発生し、トラブルによる稼働停止が見込まれることから、早々に発電設備を付設した資源循環型施設の整備計画を立案していくことが望まれる。という報告をもらいまして、これに基づきまして、平成30年度を本格稼働を目標とする。現工場敷地内に建設をする。1日当りの処理能力を120t程度とする。発電設備を付設しCO₂排出量の削減を図る。こうしたことを基本と致しまして、新折居清掃工場の建設構想を立案致しまして、平成23年度、今年度の当初予算におきまして、新折居清掃工場建設事業費を計上させて頂き、ご承認を頂いているものでございます。

そのため、本年度から建設事業推進のための、新折居清掃工場建設推進課を設置し、本事業の基本計画策定や処理方法検討のための学識者を中心とした研究会を設置し、国庫交付金を受けるための地域計画策定事務などを行い、現在、事務事業推進のため具体的に取組んでいるところでございます。このように、折居清掃工場の更新につきましては、組合として方針決定されたものでございまして、今後におきましても、環境アセスの実施や入札等に係る事務などを実施し、鋭意、本建設事業推進を図って参ることと致しておりますのでご理解を賜りますようお願いを申し上げます。その他の部分につきましては、部長の方から答弁させていただきます。

○河上悦章議長 浅田施設部長

○浅田清晴施設部長（登壇） 私の方からその他の質問についてお答えさせていただきます。

まず、紙製容器包装のリサイクルに関する質問にお答えさせていただきます。紙製容器包装につきましては、紙マークの付いたすべての対象品ではありませんが、ティッシュペーパーやラップ類・それからタバコの箱などを具体例として、雑紙扱いで集団回収等に出して頂くよう、可燃ごみの減量化と紙ごみのリサイクル推進について、エコネット城南でもお願いしているところであります。しかしながら、1回目の質問でもお答えいたしましたとおり、可燃ごみ中の中にリサイクル可能な紙類が含まれておりまして、新聞などと同じく包装紙や紙箱・紙袋などの紙製容器包装も含まれているものと思われ、今後も一層啓発してまいりたいと考えております。次に、廃プラに関する質問にお答え申し上げます。廃プラ、特にその他プラスチック製容器包装は、多種多様で生活様式の変化とともに使用量も増えてきており、食品や洗剤等製造事業者などの関係業界や消費者の意識において、プラ容器削減に向けた取り組みが抜本的に行なわれない限り、発生量の削減にはつながらないものと考えております。今計画においては、一人当たりの原単位を容器包装リサイクル協会が示す最大排出量である10kgに設定しています。また、分別収集開始年度の一人当たりの年間排出量を類似団体の実績を参考に、その内の6.

7kgとして、分別排出の協力度合いの上昇を考慮しながら、年々増加することとし、平成30年度にはその10kgが100%回収できる計画としております。次に生ごみ分別処理の質問について、お答え申し上げます。生ごみ処理機の購入助成制度につきましては、各市町の施策にかかわる問題であり、組合としてのお答えは差し控えさせていただきますが、水切り等による減量化につきましては、今後も引き続きエコネット城南等で啓発してまいりたいと考えております。次に可燃ごみ減量について、積極的に目標値を設定すべきではないかというご指摘についてお答え申し上げます。宇治市のごみ減量8%削減計画は、家庭系可燃ごみ及び不燃ごみを併せた排出量について、平成19年度を基準年度として、目標年度を平成30年度に設定されています。平成22年度の実績では、既に5%を削減されておりますが、組合の推計を宇治市の計画と同じく、平成19年度を基準年度として平成30年度で見ますと、策定年度の違いから、宇治市の8%を上回る12%の削減率を設定しております。次に、クリーン21長谷山の最大処理量についてですが、定期点検整備工事など施設の維持補修にかかる整備期間を考慮して、年間処理能力を64,500tに設定しております。クリーン21長谷山では、稼働開始年度を除き、平成19年度から平成22年度までの4年間の1炉平均運転日数が287日と計画日数を上回る運転日数となっておりますが、今後、年数を重ねるごとに整備日数が必要となり、計画設定における整備期間等が必要となってくるものと思われます。次に、30年超過施設についてお答えします。環境省のデータによりますと、平成19年度末実績ではありますが、全国に市町村が設置する焼却場が1,159施設あります。その内30年以上運転している施設は79施設ありまして、率にしますと約7%となっております。以上でございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○河上悦章議長 水谷 修議員

○水谷 修議員 先ず、簡単なところからいきますが、クリーン21長谷山の最大の能力の問題であります。実績でも306日ですか、稼働したことがございます。310日ぐらい稼働するとしたら、7万トンぐらいは、することができます。20年先に300日運転することが出来るか、どうかは別だとしても、当面は7万トンぐらいの能力があると思います。現在は、たまたま運動公園に温水を送らなければならないからということも含めて、長谷山を減らして、折居の方を一生懸命燃やしていると。こういうこともある訳で、長谷山の能力、もう少しあると思います。それを低めに64,500トンだとして280日としてるのは、将来は、そういうことがあったとしても、当面はもう少しけるというふうに指摘しておきたいと思えます。また、最初の答弁で、地震等の発生した時のガレキ等の処理の必要性があるから処理能力を余分に見ておくべきだという意見でございますが、仮に大災害が起きれば、現地の処理場の処理能力でカバーできるような問題ではありません。その時は、危険でない物については、お互いということができると思えます。原発のことがあればまた、いろいろ別問題がありますが、そういうことを考えれば、ガレキ処理のために余分に一定の余裕を持つておくというのは、これは全国がそんなことをする必要がない。お互い様の対応で、できる問題だということ

指摘しておきたいと思います。また、折居の老朽化の問題も私、前にも一般質問もし、現地も詳しく見せて頂きました。確かに相当老朽化がしています。老朽化の対策は、どれだけ小まめに改修をきちんとして、更に長寿命化をするかということで、それを放置しておいたら老朽化が一層ひどいことになるという問題なので、ここも指摘しておきたいと思います。専任の方から折居の計画は、もう予算にも出して決めた方針ですわと、だから、もう今更言うてもうても、というふうに聞こるようなご答弁がございました。しかし今、本組合は、ごみ処理基本計画を策定中であります。ごみ処理基本計画策定指針という環境省のその指針によれば、ごみ処理基本計画を作って、それに基づいて廃棄物処理施設の整備計画をたてるとあります。今、基本計画を策定中ですから、基本計画というのは、折居の清掃工場の建替えに合わせて数字作りをする基本計画ではありません。今の答弁では、まるで折居の清掃工場と、リユースセンターを建設する。それに合わせた数字作りの基本計画、補助金をもらうための基本計画作りだという答弁に聞こえました。それは順番が逆であります。先ず、基本計画を構成団体とよく協議もして、きっちり練り上げる。住民の皆さんの協力も一層お願いをして立派な基本計画を策定する。その上に立って施設整備の計画を作るべきだと。私は順番が逆だということを思います。これについては、如何でしょうか。更に基本計画の問題であります。基本計画の業務委託の入札が4月に行われていますが、この入札結果を見ますと、ごみ処理基本計画は、予算が2,084万1千円に対して、契約額は924万円。つまり44%の落札率で、正に低入札であります。入札をした業者の間では、一番高いとこと比べて落札をした業者は3分の1の金額であります。同じように折居清掃工場の更新事業の基本計画策定業務委託についても、予算792万8千円に対して、契約額が406万3,500円と、51%の低入札であります。低入札でも出来ますという業者の誓約を取ってるのは分かりますが、本当にこういう低価格で入札をして、しっかりとした基本計画が策定出来るのか、ここも心配であります。如何でしょうか。質問は、以上2点でございます。

○河上悦章議長 久保田管理者

○久保田 勇管理者（登壇） 水谷議員の折居工場の更新の計画につきまして、不必要ということでございますけれども、また、ごみ処理基本計画の策定と、順番が逆ということでございますけれども、私ども決して折居清掃工場を建替更新することを目的にやっている訳ではございません。当然のことながら、折居工場、既に稼働後25年が経過をしております、いつ止まるか分からないということがあるのも事実でございます。また先ほど清掃工場の稼働日数をおっしゃいました。未だ後、何日か動かしたら楽に処理できるということでございますけれども、当然ながら、定期点検や臨時点検。更には突発的な事故、先般の折居の火災を見て頂きますと、あれで折居工場が何日止まったかということを考えて頂きますと、長谷山でそのことが絶対に起こらないという保証などどこにもない訳でございます。私どもそれを防止するために一生懸命やっているところでございます。また、折居工場、点検さえしっかりして補修をすれば、もっと寿命が延命化できるやないか、ということでございますけれども、今、1炉運転で片側交互運転をしております。しかしながら清掃工場の施設、議員も良くご承知と思えますけれ

ども、共用部分が非常に多いということで、共用部分につきましては、1炉運転を致しましても、常時稼働でございます。その部分の老朽化というのは、これは避けられない。そのことがございまして、過去の予算、決算を見て頂きましたら良く分かると思いますけれども、折居工場の施設を如何に点検して、延命化を図るかということの予算で、更新事業を着々とやっております。これはそういった共用部分も含めまして、炉を止めてでも点検をして、延命化を図るということをやっているところでございます。基本的な話になりますけれども、先ほどもう少し減量をすればという話でございますけれども、それぞれの市町が自分達の、私ども事務組合でございますので、本来は、ごみの処理を行います事務組合でございます。そのことから収集や発生については各市町が、構成市町が責任を持って減量を図っていくと。これは当然ながら、各市町で減量を図って頂ますと、この城南衛生管理組合の分担金、各構成市町の分担金で賄われておりますけれども、搬入量と実績に応じて分担金が決まって参ります。ですから、自分達のごみを減らすということは、その街の分担金がそれだけ減額になるという経済効果もあるところから、それぞれの街で一生懸命減量化計画をたてて、それを実施しているところでございます。しかしながら、様々な歴史的な、例えば収集体制の経過や、そして分別品目の経過、それから住民意識への啓発の様々な相違、これはいくらやりましたが、先ほど議員おっしゃいましたいろんな数字、確かに理論上は可能であります。しかしこれはあくまで、例えば分別リサイクルできる紙ごみ類、又、紙マークのある商品、これが全て100%完璧に分別をして頂いたという前提の話でございます。残念ながら如何に啓発をしようが、私ども例えばビンの選別の中に耐熱食器の割れた物を入れて頂きますと、カレットとして販売できないということもございまして。これは結局、耐熱食器は溶けないということがございまして。そのことを一生懸命啓発しても依然として、これは手選別で除かざるを得ない。又、缶・ビン・ペットボトル等の分別収集で、汚れは一切取った上でやって下さい、汚れている物は分別には出さないで下さいということを言いましても、結果的には中々そのことが徹底できない。結果として一つでも混じってれば手選別をしなくてはいけないという難しさがございまして。そのことから私どもは例えば、仮に何らかのトラブル等も含めて、能力的なものもございまして、仮に長谷山だけで若し処理できないということが起こった事態を考えますと、そのことが、能力がないから市民生活、ごみ、もう溜めといて下さいなことを出来るということはございませぬので、そのことが私ども先ほど専任副管理者もお答えを致しましたように、処理能力に一定の余裕を持つと、たまたまその事例が、ガレキ云々の話も出ましたけれども、こういったこともこれは、例えば全国的な対応が仮に出来たということを考えますと、そういったことを第一に考えている訳ではございませぬけれども、管内で発生するごみの量にやはり、少し余裕を持った形で対応しておく、突発的な要因に対してもやっておくということから、私ども折居の新工場更新計画を立案をし、そして各市町のごみの発生計画、減量計画、このことも十分に勘案した中で、現在よりも小さい炉で更新計画を決定して、議会にもお示しをし、承認を頂いているところでございます。決して、折居工場を建替えたいから私どもはやっているのではございませぬで、管内のごみを責任をもって迷惑を掛けないように処理をする。という観点から取組んでおりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○河上悦章議長 稲石事業部長

○稲石義一事業部長（登壇） ごみ処理基本計画等の策定業務委託の契約に関連いたしませうご質問にお答えを申し上げます。先ず、ごみ処理基本計画等策定業務委託でございますが、予算額は議員ご指摘のように2,084万1千円、落札額は924万円でございます。率に致しますと44%でございますが、第2位の業者との落札額の差が8万円でございます、この落札額でも十分に履行が可能であると判断を致しまして、履行確認書を徴しまして、落札と決定を致したところでございます。次に折居清掃工場の更新事業の基本計画策定業務委託でございますが、予算額は792万8千円、落札額は、406万3,500円でございます、落札率は51%でございますので、その業者から一つには、入札価格の内訳書、二つには、価格の理由書、三つには、過去の受注実績書を徴しまして、履行調査の確認を行い落札と致したものでございます。いずれも本組合の低入札価格調査確認制度実施要綱に基きます手続きを踏みまして、落札業者を決定致したものでございます。現在まで確実にその業務を履行されておりますため、問題がないものと判断を致しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○河上悦章議長 これにて、一般質問を終結いたします。

日程第3、議案第12号 平成22年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

○河上悦章議長 次に、日程第3、議案第12号、平成22年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、田辺勇氣議員

○田辺勇氣委員長（登壇） ただ今議題となりました議案第12号、平成22年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算審査についての、決算特別委員会における審査過程、並びに結果についてご報告を申し上げます。

決算特別委員会は去る10月14日の本会議において設置をされ、議案第12号、平成22年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査を付託されました。同日に開催をされました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行ないました結果、委員長には私、田辺が、副委員長には村田忠文委員が選出された次第でございます。

第2回目の委員会は、10月19日に招集し、説明には、正・副管理者をはじめ専任副管理者、並びに関係部課長などの出席を求めて、1日間ではありましたが慎重かつ熱心な審査が行われました。委員会では議事に先立って審査の方法について協議を行いました。その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費、予備費について一括をして、次に衛生費について、次に歳入については全款を一括して、次に実質収支及び財産に関する調書についても一括して審査をし、最後に総括質問を行うことに決定をいたしました。審査の中で出されました質疑、答弁、要望等については、各議員のお手元に資料を配付しておりますので、ご覧おき願いたいと思います。

次に審査の結果であります。第12号議案についての討論は無く、採決の結果、本委員会は全員一致をもちまして、第12号議案を原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上、決算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会で出されました意見、要望等については、今後の行政運営に適切に反映をされ、管内住民の期待と要望に応じていかれるよう切に希望するものであります。

また、当日は、委員各位におかれましては、終始、ご熱心なご審査をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対しまして、お礼を申し上げます。また、併せて村田副委員長さんのご協力によりまして、委員会が滞り無く運営できましたことを、ここに改めてお礼を申し上げます。

以上、決算特別委員会の報告を終わります。

○河上悦章議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
片岡議員

○片岡英治議員 議案第12号に置けます中から、城南衛生管理組合の議員報酬について、確認を致したいと思っております。この件につきましては、今年度の前半だったと思っておりますけれども、日刊地元紙におきまして報道されました。先ず、管理者についての報酬。それから議員についての報酬でございました。この議員報酬は違法だとか、そういうことではなくて、ただ、

○河上悦章議長 暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時55分 再会

○河上悦章議長 休憩前に引続き会議を再開致します。片岡議員さんから質問を受けました先程の件ですが、委員長報告に対する質疑というような形では無いと思っておりますので、対応よろしく申し上げます。片岡議員

○片岡英治議員 了解いたしました。また、場を改めまして、再質問をさせていただきます。

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。本議案に対する委員長の報告は原案のとおり認定すべきものであります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○河上悦章議長 起立全員であります。よって、第12号議案は、原案のとおり認定され

ました。

日程第4、議案第13号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて

○河上悦章議長 次に日程第4、議案第13号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 久保田管理者

○久保田 勇管理者（登壇） ただ今議題となりました議案第13号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成23年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じまして、本組合職員の給料表の引き下げ改定など所要の改正を行うものでございます。主な改正内容と致しましては、お手元の議案第13号資料の1ページ目のとおり、一つには、給料表における50歳台及び40歳台を中心に該当級・号給の給料月額につきまして、平均改定率マイナス0.31%の引下げ改定をいたすものでございます。二つには、平成18年度の給与構造改革実施に伴います給与水準の引き下げの経過措置額の現給保障率を99.59%から99.1%に改正するものでございます。併せまして、本年4月からこの改定の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、所要の減額調整措置を講ずるものでございます。なお、これら改正の実施日は、いずれも12月1日と致しております。次に、現行、住居手当支給対象者に1,000円を支給しておりますが、平成24年4月1日から廃止をするものでございます。以上の内容により、職員の給与に関する条例等の一部改正を行うものでございます。なお、今回の改正につきましては、職員団体と交渉を重ね、合意に達しておりますことを申し添えるものでございます。

よろしく御審議を頂き、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○河上悦章議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 山本議員

○山本邦夫議員 毎年、人勸による給与の減額が続いている訳ですけれども、中身は大体分かるので良いですけれども、今回は八幡も昨日、臨時議会があつて、その趣旨のことは議決をしている訳ですが、構成3市3町でそれぞれ対応が、マチマチだと思いますので、答えられる範囲で結構ですので、3市3町ですね、八幡と、井手と宇治田原は臨時議会を開いてやって、他の所、宇治、城陽、久御山は、ちょっと記憶で言っているのですが、正確では無いかもしれませんが、ちょっとその当たり、現状と、衛管として従来、宇治に倣うというのが、長らく慣例で続いていたような気がしているのですけれども、そのあたりは、そうじゃないということを言われていると思うのですけれども、そのあたりは、こういう判断を出された経過について教えて下さい。以上です。

○河上悦章議長 稲石事業部長

○稲石義一事業部長（登壇） 山本議員のご質問にお答えを申し上げます。ご案内の通り本年の人事院勧告は、東日本大震災の影響を受けまして、職種別民間給与実態調査が、2ヶ月遅れることになり、ようやく9月30日に勧告がなされたところでございます。勧告の内容と致しましては、一つには国家公務員給与が民間給与を0.23%上回っておりまして、月例給を0.23%引下げ改定をするというもの。二つには平成18年度の給与構造改革におけます経過措置額の現給保障率の引下げ。三つには4月から11月までの期間に係る格差相当分を年間給与で見、解消を図りますため、所要の減額調整措置を講ずる。四つには平成18年度の給与構造改革における経過措置額について、平成24年度は、その2分の1を減額し、また、平成25年4月に廃止を致す。こういう4項目でございます。但し、国におきましては、10月28日の閣議で、この人事院勧告の実施見送りを決定されまして、平成25年度末まで国家公務員の給与を平均7.8%引下げるといふ所謂、給与特例法案の成立を優先させることとされたところでございます。このような状況の中、当組合管内3市3町の給与改定の状況でございますが、今日段階で組合が把握しておりますところでは、一つには人事院勧告の完全実施、これをされるのが2団体。二つに当組合と同様に経過措置額の廃止以外の3項目を実施されるのが1団体。三つには独自の案により、給与改定を検討されている所が3団体。このような状況でございます。それぞれ団体の事情によりまして、給与改定の内容は異なっておりますので、ご理解を賜りたく存じます。又、二つ目の質問でございましたが、今まで当組合の給与改訂については、宇治市に合わせた形でやってきたが、今般、人事院勧告準拠という形になっている経過について、お答えさせていただきます。これまで議員ご指摘のとおり、宇治市に合わせた形で給与改定を行ってきたところでございますが、景気の落ち込みが続く中、また民間給与との格差を是正する意味では、人事院勧告に準拠した給与改定に正当性があると当組合も思っておりまして、独自財源を持つことなく、市町からの分担金で成立つ組織であることを認識いたしますと、今後とも行財政改革の推進を図りながら住民の皆様にご理解頂ける給与制度の確立に努めて参りたいと思っておりますが、それにはやはり一番高い所に水準を合わせるのではなく、それぞれ構成市町の給与状況を鑑みながら、総合的に判断をして参りたいと、このように考えております。その中で特に人事院勧告に準拠するのが一番正当性を見出せるのではないかと、このような判断から今般も給与改定を行ったところでございますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○河上悦章議長 山本議員

○山本邦夫議員 人勧の指摘に正当性があるかというような、全く、それには僕自身は同意はできませんし、こういう形で給与を下げていくということ事態、これは衛管で今話しすべきか、どうかは別としまして、それを各自自治体なり公共団体に押付けてくる仕組み事態は、やっぱり見直すべき時期に来ているのだろうというふうには思うのですね。

その辺は、指摘はしておきますが、その上で、二つあります。一つは組合と妥結をしているということでしたので、その中で特に組合から交渉の中で、強く出されている要望とか、そういった点があれば、留意すべき点があれば教えて頂きたい。それから後、今までは宇治に合わせてきたけれども、いろんな状況の中で独自に判断をしているということで、それはそれで、仕組みとしては衛管だから何で宇治に合わせるのや、というのはそれは一方であって、考え方としてそこは分かりますが、そうであれば、例えば今回の条例改正案等についても、日程的な問題もいろいろあると思いますが、12月1日からの施行ということもあると思いますけれども、独自の判断をするのであれば、衛管議会の中での審議をきちんと保障すべきだと。給与の問題であれば委員会でいえば、総務委員会もある訳ですから、そういったところに付託をして、きちんと審議をするのだというこの措置も合わせて、やられなければいけないかなというふうに思っているのです。衛管の場合には、先程の一般質問の中でのやり取りにしましても、この給与の問題にしましても本会議だけでなくって、きちんと常任委員会での審議を行って、そこを密に議論していくということが、これは議会側の問題でもある訳ですけども、本会議で付託をしてではなくって、そこはきちんと委員会を開いて審議をする日程を保障すべきだというふうには思いますし、その点について今後の方向性も含めてお答えを下さい。以上です。

○河上悦章議長 竹内専任副管理者

○竹内啓雄専任副管理者（登壇） ご質問にお答えさせていただきます。1点目の労働組合との交渉において、今回ご提案をさせて頂いています給与改定につきましては、合意に達しているところでございますけれども、その交渉経過の中で何か組合の方から、どのような、いろんな要望等があるかという点でございまして、給与改定のことに関しましては合意に至るまでの経過の中で、今回の給与改定につきましては国の対応、そして又、ご承知のように京都府の人事委員会の勧告内容等々が、これまでの状況とは少し異なっております。そうした中で今回、組合におきまして人事院勧告に準じた改定をするということに対しての基本的なところからの組合としては、必ずしもそれによらない方法もあるといったご意見、要望がございました。この点が主な今回の給与改定の労使におけるポイントだったと思います。その他給与条件以外のことにつきまして、今後の組合の運営の問題、或は組織の問題。或は又、委託の問題等々の基本的な要因もございまして、これにつきましては、これまでの交渉を踏まえまして、今後の組合の運営につきましてもいろいろな当組合なりの考え方を述べ、又、組合の方からも事務的な趣旨の質問がございました。そういうやり取りがあったことをご報告させていただきます。それから2点目の、今回の給与改定提案に至るまで、委員会を経て十分な審議をすべきではないかということにつきましては、その点につきましては議員ご指摘のとおりだと私も思っています。一方におきまして、今回の給与改定がマイナス改定でございまして、先程部長からご説明いたしましたとおり、年間を通しての所要の調整を図ることが、公務員における格差の解消ということが、組合にとって非常に重要であるという観点からその分、議会の日程上、止む無く、議会運営委員会の方にお諮りを致しまし

て、今議会に本日ご提案を申し上げているところでございますので、その点につきまして、何卒よろしくご理解賜りますようにということと、今後の議会運営につきましては、議員ご指摘の点も十分踏まえまして、議会の運営に当たっていきたく、このように思っていますのでよろしくお願いを申し上げます。

○河上悦章議長 他に質疑は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。第13号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○河上悦章議長 起立全員であります。

よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第14号 平成23年度城南衛生管理組合一般会計補正
予算(第1号)

○河上悦章議長 次に、日程第5、議案第14号、平成23年度城南衛生管理組合一般会計補正予算、第1号についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久保田管理者

○久保田 勇管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第14号、平成23年度城南衛生管理組合一般会計補正予算、第1号の提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,050万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ43億5,830万7千円と致すものでございます。補正予算の概要につきましては、議案第14号資料として、まとめさせて頂いておりますので、その資料に基きまして、御説明を申し上げたいと存じます。

まず、1ページ目、表の下段、歳出のうち、普通建設事業費では、グリーンヒル三郷山の搬入路入口の法面改修工事費1,704万1千円を計上致しております。改修工事の内容につきましては、2ページから3ページに現況の写真と法面の平面図を添付致しておりますが、近年の多量の降雨等の影響によりまして、5段法面のうち、上段から3段目の表層の一部が崩落を致しましたため、平成22年にシート補修の保護養生を施しまして、一定の安全対策を実施をして参ったところでございます。今後、他の法面部分につきましても、台風、ゲリラ豪雨の発生によります崩落の拡大が予測をされますため、新たに緑化による景観保全を重視をする工法で法面全面の保護整備を図りまして、搬入車両や来場者の安全により万全を期するものでございます。次に積立金でございますが、地方財政法第7条の規定によりまして、平成22年度の決算剰余金6,692万3千円のうち、二分の一を下らない金額3,346万2千円を財政調整基金に積立をするもの

でございます。これによりまして、財政調整基金の平成23年度末現在高は8,876万3千円となるものでございます。

一方、表の上段、歳入の補正内容でございますが、歳出で御説明致しました所要の財源を賄いますため、地方自治法第233条の2の規定によりまして、平成22年度の決算剰余金の一部5,050万3千円を繰越金として編入するものでございます。

次に、4ページの債務負担行為追加の概要でございますが、地方自治法第214条の規定により、翌年度以降に渡って必要となる事業の契約を行いますため、債務負担行為の追加を致すものでございます。今年度末で契約期間が満了致します奥山リユースセンターの破碎廃棄物等の運搬業務委託につきまして、新たな委託契約を今年度中に整える必要がございますため、期間を平成23年度から平成26年度まで、限度額を1億5,462万6千円とする債務負担行為の追加を設定を致すものでございます。なお、委託の業務内容につきましては、奥山リユースセンターから発生いたします破碎選別ごみ等を宇治廃棄物処理公社、グリーンヒル三郷山、クリーン21長谷山、折居清掃工場へ搬送をするものでございます。以上が、補正予算の概要でございます。よろしく御審議を賜り、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○河上悦章議長 これより質疑に入ります。 質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。 第14号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○河上悦章議長 起立全員であります。

よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6、閉会中継続調査

○河上悦章議長 次に、日程第6、閉会中継続調査を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し入れがあります。

○河上悦章議長 おはかりいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河上悦章議長 ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○河上悦章議長 以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

た。これをもちまして、平成23年10月、城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。なお、閉会にあたりまして管理者からご挨拶がありますので、暫くお待ち願います。 久保田管理者。

○久保田勇管理者（登壇） 平成23年10月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、平成22年度一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例など、提出させて頂きました7議案につきまして、御認定、御可決を賜り誠にありがとうございました。本定例議会を通じまして、議員各位から頂戴致しました貴重な御意見、御指導を念頭に置きまして、厳しい財政状況や住民感覚を敏感に捉えた組合運営を、より一層進めて参る所存でございます。また同時に、構成市町と連携・協同致しまして、管内住民の生活環境を守る本組合の基本使命をしっかりと果たして参りますとともに、地球温暖化の防止やその他プラスチック製容器包装の分別収集、資源化の取り組み、減量の取り組み等、循環型社会の形成に向けた施策の推進に、さらに努めて参りたいと存じております。本定例議会は本日で閉会の運びとなりますが、議員各位におかれましては、今後ともさらなる御指導を賜りますようお願いを申し上げますとともに、益々の御活躍を御祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○河上悦章議長 ありがとうございました。以上でございます。ご苦勞様でございました。

11時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 河上 悦章

副議長 細見 勲

議 員 田辺 勇気

議 員 島 宏樹

参 考 資 料

- (1) 決算特別委員会審査記録
- (2) 議決議案書（予算案を除く）

決算特別委員会審査記録

日 時 平成23年10月19日(水) 午前10時00分～午後2時08分

場 所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員

田 辺 勇 気	委 員 長
村 田 忠 文	副委員長
鷹 野 雅 生	委 員
上 林 昌 三	委 員
阪 部 正 博	委 員
若 山 憲 子	委 員
島 宏 樹	委 員
浅 見 健 二	委 員
坂 下 弘 親	委 員
西 川 博 司	委 員
矢 野 友 次 郎	委 員
河 上 悦 章	議 長 (オブザーバー)
細 見 勲	副 議 長 (オブザーバー)

説 明 者

久保田 勇	管 理 者
出 野 一 成	城陽市副市長
明 田 功	副管理者
坂 本 信 夫	副管理者
奥 田 光 治	副管理者
汐 見 明 男	副管理者
竹 内 啓 雄	専任副管理者
その他幹部職員	

付託案件 議案第12号 平成22年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定
について

審査方法 付託案件については歳出から審査を行い、その方法及び順序は、次のとおり。

- ①議会費、総務費、公債費、予備費を一括して審査。
- ②衛生費を一括して審査。
- ③歳入、全款を一括して審査。
- ④実質収支及び財産に関する調書を一括して審査。
- ⑤総括質問。

⑥討論。

⑦採決。

審査結果 決算特別委員会の質疑、答弁、要望等（別紙）

決算特別委員会の質疑、答弁、要望等

[議会費・総務費・公債費・予備費]

○坂下弘親委員 成果説明書の70ページに、今回、大阪府債が満期になりましたね。それで満期になったその翌日に北海道債を買われているということなのですけれども、その金利としては半分ぐらいになる訳ですけれども、その翌日に買わずに、もうちょっと待って、国債とかそういう、もうちょっと率のいい物にすることはできなかったのでしょうかね。

それともう一つ、4ページなのですけれども、先ほど退職手当の人件費が7千7百万円ほどということでしたけれども、正規職員が6名減になったということもあって、それにしては金額が大き過ぎるのですけれども、この中に委託費とかそういう物が別にある、こういうことになっているのですか。それともなんか、この内訳というのはどうなのですか。これだけたくさん、6人程度で人件費が7千7百万円も多いということは、どういうことなのか、その辺を教えて欲しいのですけれども。

○杉崎雅俊財政課長 先ず最初に、成果説明書70ページの債券運用の方向についてお答えします。それとあわせて、決算書の41ページをご覧お願いいたしますのですが、41ページの下の方に、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金の平成22年度の現金と有価証券の運用の状況を記載しております。

この基金につきましては、平成4年度に設置をいたしまして、転廃業助成の際に企業に対して、補償を行いますために基金を設置しております。現在までの基金の状況としましては、約3億百万程度の22年度末残高になっておりまして、委員ご指摘のとおり、昨年度11月に大阪府債が満期を迎えまして、この間リーマンショックなり、昨年10月に日銀の方からゼロ金利政策を行うというふうな報道もございまして、債券の利率の方が非常に低い状況になりました。我々の方も何とか長期の債券を買う中で利率を確保できないかと考えたのですけれども、この基金、現在3億円程度の残高になっておりまして、平成30年度ぐらいには、補償のために現金化を行わなければならないというふうなこともございまして、それまでに債券の満期を迎えます5年物の北海道債を購入したということになっております。我々としましては何とか利率を確保したいというふうなこともありましたのですけれども、今回につきましては5年間、短期になりますけれども、そういう債券を買わせていただいたというふうな状況になっております。

○清水孝一総務課長 ご質問の人件費の差でございしますが、この中に委託料は含まれておりません。7,773万円の差の大きなものとしたしまして5つの要素がございします。先ず、職員が6人減っております。1人当りの平均年収が728万。それに共済費も含めると、人件費平均が874万円になりますので、6人分で年額約5,250万円の減額となります。次に、退職者14人に対しまして新規採用者が7人ございましたので

その新陳代謝によりまして、約3,170万円の減額効果がございました。それと一般職員の地域手当これを1%、7%から6%に減率いたしておりますので、この差額が1人月額約3千5百円あり、職員全体で年額にしますと約480万円の減額。それと逆に増加となっておりますのが、再任用職員5人を新規任用いたしておりますので、それで合計990万円の増加。それと最後に、児童手当から子ども手当に制度が変わりましたので、それによりまして約440万円の増加。以上の5点で約7千4万円ほどの減額となりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○坂下弘親委員 そうすると、基金の方ですけれども現状ではこれが最善だったという理解でいい訳ですね。私は未だもうちょっと国債でもあるのかなと思ったら、今、ゼロ金利ということで、今、北海道債を買った方がましだと、これ以上の良い金利が付くことがないということでご判断されたということなのですね。と言うのは勿論借り方は2.5とかいろいろありますけれども、それだったら返した方がましなんじゃないかなということもあるけれども、これは基金として補償のために必要なお金だということなので、それは理解できました。それともう一つ、今の城南衛生管理組合というのは、行財政改革を進められて、大変節減されていると理解しているのですけれども、本当に凄く見習わなくちゃいかんというような思いですけれども、先ほど退職者14人で、7人新規採用者を入れたと、先ほどのこれを見たら6人減となっておりますね、14人から7人引いたら7人やけど、1人どうなっているのですか、何処にいったのですか。新規採用と関係なしに、一応6人。112人から106人になって、6人ですわね、今の現状は。先ほどご答弁のあった、退職者は14人で、新規採用が7人で、そうすると7人じゃないですか。何で1人、その1人はどうなっているのですかね。

○清水孝一総務課長 退職者14人確かにございます。この差もあるのですけれども、退職者の中で再任用に応募された方が11人ございまして、ハーフ勤務ですので、それで云いますと再任用が5人増えたということと、併せまして後、嘱託等を組み合わせることによってそれを補ったということでご理解を頂きたいと思えます。

○坂下弘親委員 ありがとうございます。本当に城南衛生管理組合、他所の自治体の見本になるくらい素晴らしい行政改革をしているのじゃないかなと、いつも感心しております。私どもも帰ってよく勉強しながら見習いたいなところ思うので、本当に良くやって頂いているなと思えます。もう結構です。

〔 衛生費 〕

○浅見健二委員 破碎ごみについて、お伺いしたいのですがね。破碎して分別をなさっているということだと思うのですがね、これについてより分けは、風とかそんなんで行っているのですね、その中に一般的に燃えるごみ、例えば木材とかそういうもんなん

すが、その中にもかなりのプラスチック類も飛んで行っている訳ですわね。それが実際は燃やされているという状況にあるのじゃないかなと思うのだけれども、最近炉もよくなり更に又、排気ガスもいろんな面で良くなっているという関係から、逆にそういった物を燃やす方が良いという自治体もあるやに聞いているのです。従って、その辺の考え方についてちょっとお伺いをしたいのが1点です。

それから、この衛管内でのボイラーの特殊免許なのですが、これは定数は1名でいいのでしょうかね。その辺1名で良ければ1名が良いというお答えを願えればありがたいのですが。

それともう一つ、長谷山と折居の清掃工場ですが、長谷山は電気を発電しているから、今のところフル回転をやっているのですかね。その辺と、ごみの減少率も兼ね合わせて将来的に折居の清掃工場の位置付けがどのようになるのか、教えて頂きたいと思います。

それからチップ類が需要が減っているのか、それだけしか出来ないのかその辺について教えて下さい。

それからもう一つは、下水道の管内全体の普及率はどれぐらいになっているのでしょうかね。下水が随時普及してきて自治体によれば100%近く、これは下から順番に行かなければいかんで、上からするという訳にはいきませんから下の方が普及が高いというのは当然なのですけども、城南衛管は当然、管内6市町がお互い力を出し合って支えていくというのが当たり前のことなのですが、段々段々普及が100%近くになっていくところの、その所謂分担金との考え方についてお答え願いたい。

それから汲み取りについてですが、車の臭気がかなり、かって、そんなことは無かったというふうに、私の方はもう下水がかなり進んでいますから無いのですが、ある地域によると、かって、あんな臭いはしなかったのに最近特に臭いがきつように思うというふうに云われている地域の住民がおられるのですけれども、それは器械の方が古くなって悪くなっているのか、いや、あれで十分なんやとこういう認識なのか、一応それだけ教えて下さい。

○竹内啓雄専任副管理者　いくつかの質問の中で、長谷山の方では発電をしているけれども、折居の清掃工場の方の位置付けは、どういうふうになっているのかということだったと思いますけれども、その点についてお答えをさせていただきますが、折居の清掃工場につきましては、ご承知のように61年3月の竣工で、相当もう経過もしております、22年度に精密機能検査を行ないまして、今後、相当の維持補修経費を要するというところで、一般的にもう更新時期だと。それと合わせまして長谷山のように発電をしておりますので、今日的な状況の中で発電設備を備えた工場とすべきと、このような提言を頂きまして、それに基づきまして、既に述べさせて触れさせていますように、平成30年度を目途に更新の事業に着手をしていくということでございます。今年度中に基本的な計画を作りまして、事業を進めて参りたいと思っております、ごみは、今その規模等の前提となりますごみ処理基本計画を作成しておりますけれども、この間のいろいろな要素によってごみ全体の量は確かに減ってきておりますけれども、なお管内のそのごみを処理するには、折居清掃工場、クリーン21長谷山の主要な施設がございまして、鋭意その折居清掃工場を更新して、ごみ処理を適正にしていきたい。先ほども申し上げ

ましたように現在発電を致しておりますので、クリーン21長谷山と同じように発電設備が備わった工場にしていくと、このように考えております。

○浅田清晴施設部長 破碎ごみの関係で、プラスチックの処理の考え方でございますが、委員おっしゃっていますように、今現在ではプラスチック関係は全て不燃ごみ扱いとして、奥山リユースセンターで破碎処理をして埋立処理をしているというところでございます。今後の考え方なのですけれども、その他プラスチック製容器包装廃棄物というのがございます。これは容器包装リサイクル法の中で、その他プラスチック製容器包装について、分別収集をしてリサイクルをなさないと定められておまして、私どもその他プラスチック製容器包装のリサイクルにつきましては、平成13年度から発泡トレイ類のみを分別収集して、独自に資源化ルートに流しているという状況でございます。その他の例えばお菓子の袋とか、カップ麺の容器、ペットボトル以外のボトル類、そういった物については未だ取組みが出来てないということで、今後平成27年度を目途に分別収集を本格的にしていこうということで、現在進めている状況でございます。その中で、プラスチックといえども、その他プラスチック製容器包装廃棄物ですね、それを資源化ルートに流そうと思えばやはり受け入れ基準がありまして、ちょっとでも汚れが付いていたら拒否されるとか、そういう厳しさがあります。それと油汚れなんかがありますと、中々そっちのルートに流れていかないということがございます。現在の私どもの考え方としては、そういった汚れの取れない物、水で洗っても簡単に落ちないような物については、容器包装リサイクル法によらずに、衛生面の問題もございまして、それから今度選別する時には手選別でございますので、それに影響が出ないような形で、汚れのとれない物については、可燃ごみ扱いにしていこうかなということを基本に置いております。それ以外に綺麗に出されている物、それから簡単に汚れが落ちる物については、この容器包装リサイクル法に基づいた分別収集をしていって、容リ協会の方のリサイクルルートに流していこうかと考えております。それとプラスチックの中にはポリバケツとか、おもちゃとかそういった容器包装に類しない物がございます。そういった物についてはやはり今までどおり不燃ごみとして、硬質のプラスチックが多ございますので、不燃ごみ扱いとして破碎処理をして、適正に埋立処分をしていくことを考えておまして、またプラスチック全体を燃やすところまでは考えておりません。それから二つ目のボイラーの免許ですけれども、今、ボイラーの免許を必要としているところは折居清掃工場のみでございます。クリーン21長谷山は発電設備がございまして、電気事業法の関係で経済産業省の管轄になりますので、ボイラーに特級免許はいらない。その代わりにボイラータービン主任技術者という技術者を1名配置しております。折居清掃工場は、特級ボイラーを今現在1名を配置中でございます。先生も以前いろいろご指摘頂きて、やっと職員の方で取得ができたというような状況でございますけれども、その他にボイラーの運転に必要とする2級ボイラーとか、1級ボイラーの取得技師は相当数いるという状況でございます。それからチップの状況ですが、21年度と比較して、これグラフに出ているのは配布量の関係でございます。平成21年度と比較しまして、かなり激減しております。その一つの理由と致しましては、通年でしたら8月頃から年3回、約3カ月おきに配布事業を実施しているのですけれども、22年度につきましては、

業者の機械配備の関係で若干スタートが遅れました。そういった形で8月実施が10月実施になったことから、2回目の12月との間隔がちょっと狭かったということで利用者が逆に減ったのかなど。例えば茶農家さんでしたら5月に一旦シーズンが終わりその後の8月ぐらいが時期的に一番良かったのかと考えられます。しかしながら一方で、利用者が減っているということもございますので、例えば今現在利用して頂いている農家さんの方々に取材に行って、利用方法などを写真に撮らせてもらって、事例としてエコネット城南に掲載し、利用方法を啓発していくというようなことも考えております。そのことにつきましては今年度からエコネット城南でアピールしていきたいと考えております。それからもう一点、下水道の普及率でございますけれども、管内全体で約76%でございます。

○伊庭利夫業務課長 バキュームカーの臭気の件でお答えします。バキュームカーの臭気につきましては、タンク内の空気を排出して、汚物を吸入していますので、どうしても臭気が出てしまいます。それにつきましては、委託料等の中で脱臭器の方も積算しております。脱臭器は軽油を燃やしながら臭気を少なくしていくという形で臭気が外に出ないように対策をしております。しかし、下水道が進捗している地域では、臭気がするというので、苦情等の電話が年に数回ございます。その場合には、現地の方で使用時に、当組合の指導員を現地に派遣して、汲み取りの駐車位置等を住民の方と相談させて頂きながら汲み取りをさせて頂いている形を取らせて頂いています。

○杉崎雅俊財政課長 し尿の減少に伴います今後のし尿関係の分担金でございますが、これまで平成の10年前後には、し尿の分担金を約20億円程度負担をして頂いておりました。今年度22年度につきましては、約半減の10億円程度の分担金になっておまして、これにつきましては平成6年から8年度に掛けて、隣のクリーンピア沢を建てた時の公債費、その償還が23年度で完了致しまして、公債費関係については分担金が減少して参るということで、来年度以降、借金がゼロになりますので、し尿の分担金については非常に身軽になります。今後も構成団体、管内し尿収集世帯は7,100ぐらいございますので、収集なり環境方面は責任を持って城南衛管がやって参るようにしております。そのことに伴いまして沢工場については10年程度継続運転をしていくことが必要でございます、主に運転に係る経費が中心になってきますので、現在10億円程度ですけれど、それがだんだん減ってくるというようなことの推計を出しております。

○浅見健二委員 一つは、私が聞いているのは、ごみの減量に伴って、折居清掃工場の規模がもっと縮小されるのではないかと、さらに又、ゼロという訳にはいかんのか、どうかね。ちょっとその辺も含めて長谷山の能力もかなりのものですから、そういうことで何も私は宇治市ですけど、宇治市が場所を拒否をすとか、そんなことではございませんけれどもね、そういう方向性が模索できないのか、どうかというところへんをお聞きしたいのです。それから破碎ごみなのですがね、破碎ごみの中には、かなりのプラスチック類も入っているのではないかと、それが実質、燃やされているという今現状に多分あるのではないかと思うのですよ。私が聞いているのは、分別しろとかそういうことじゃ

なくて、むしろ補助燃料を使うよりもそうした燃やしていく方が経済的にも、勿論容器包装プラスチックの法律もあるのですが、炉も大変良くなってきているし、更に又、排気ガスもいろんな設備が出来て、そういった物を燃やしても大気汚染にならないというような状況が出てきている現在では、そっちの方向を模索すべきではないかというふうには私はちょっと思っているのですけどね、そういうところへんをちょっと聞かせて頂きたいということで質問をしている訳です。それから下水道の普及が76%になっているということは、もう100%近くのところの自治体もあると、なにも私先ほど申し上げましたようにね、衛管内のし尿は、うちはもう下水100%になったから分担金、全然出さんでというようなことは、お互い言わないとしても、してもですね、やっぱりそういった分担金のことも考えていくべき時に来ているのではないかということを知っているのですよ。いやいや、それはそんなん最後下水が100%行くまでし尿の関係は、分担金に関係なくずっと同じやと、こういうことなのかという、その辺の方向性があるのかということを知らせて頂いておるので、その辺について、お答えを願いたい。それから臭気の関係なのですがね、これは風向きとか、どうかこうとかということも、そりゃあるのやけども、問題のその設備その物の問題性は無いのかと、簡単に云うたら器械が正常に回っておって、回っておらないからそういうことになるのか、それともその器械が新しいのが出ているのに古いのを付けているということによって起こっているのかという、そういう金の問題じゃなくて、そういうことを私は聞かせて欲しいのです。そういうことでどうなのかということ。それから折居清掃工場、若し仮にやられるとしたらもう将来これ勿論、発電式の電気式になる訳やから、ボイラー技師の特級もいなくなるかと思うのですけどね、僕も経験があるのですけどね、この特級というのは非常に難しい試験があるようなのでね、今の方、若い方でいらっしゃるから穴があくということは無いだろうと思うのですけども、やっぱり出来るだけ多くの方が予備的に取っておいてもらうということも必要ではないかと考えるのですけどね、その辺の考え、1人おったら大丈夫やということじゃないのじゃないかなという、その辺の考え方を聞きをしたいということで、言っているのです。それからちょっと1問目で云いませんでしたけどね、灰の熔融設備なのですがね、これ前にも私おった時にも、これいろいろ問題があって、元々こんなもんせんかった方が良かったんとちゃうかというふうなことだと私は思ってたんですよ。これ政府も補助金返さんでも良いということやから、助かる訳やけどもね、それにしてもやっぱりきちとした方向性を見出して、やらなかった方が良かった訳なのですよ、結果的には。そやからやっぱり管内の住民の皆さんの負担を強いる訳ですからね。こういうことをやる時には、あーしもた、失敗したなということでは、相当な額の損失が背負わないかということになる訳ですよ。そやからもっと慎重にやらなければいかんというふうには私は思うのです。そういう点から考えて、これはもう済んだことやから、しゃあないやんけということになるのやけどね、あなた方としては今現在振り返ってこの設備についてどのようにお考えになっているのか、ちょっとお聞かせを願いたいというふうには思うのです。その時はその時やったと、そやけど、結果はこうやったというだけのことで済むのかどうかね。その辺についてお伺いしたいと思います。それからチップの問題は、それじゃこれは出来た分だけハケていくというふうには考えたらいいのですね。作っていくは、後ろに山で溜まっていくということでは

ないと、そういう心配はいらないと。こういうこと良ければもうお答えはいりません。

○**竹内啓雄専任副管理者** 折居清掃工場につきまして、十分説明が足りませんでして申し訳ございませんでした。確かにこの間のいろいろな取組又、分別によってごみが減ってきていることは事実でございます。先ほども申しましたように今現在、ごみ処理基本計画というものを策定しております、今後10年なりのですね、ごみの推計を今調査をしているところでございます。人口もですね減ってきている中で、いろいろ分別も進んできておまして、ごみにつきましては、減少傾向にあることは事実でございますが、当初申しましたように、現施設も既に建替えをしなければならぬ時期に来ております。その場合に10年後のごみの量に合わせて工場を造るとするのは難しゅうございますので、今有るごみを処理している施設がございます。現在クリーン21長谷山が1日240トンの処理能力を持っております。現在の折居清掃工場が1日230トンの処理能力がございますけれども、今のごみ処理基本計画で考えると、今度新しく造る折居清掃工場は1日120トンぐらいの処理能力の施設であれば、今現在のごみ、そしてまた、今後のごみの処理にも対応できるのではないかと、こういうことで今そういう更新計画を思っているところでございますので、現敷地内での建替えということになります、これからいろいろ環境の推進面であるとか、又、色々な地元の皆さんへのご説明とかということがございますけれども、是非とも地元の皆様方へ、ご理解を頂いて建設を促進して行って管内のごみを収集して頂くと、このように思っております、今後もその在り方という部分もございますけれども、なお、焼却をクリーン21長谷山と折居清掃工場2つの工場施設で、管内のごみ処理を責任を持って処理すると、こういうことでやらせて頂きたいと考えております。

○**浅田清晴施設部長** 先ず、プラスチックの関係でございますけれども、一部では、焼却ごみという所もございますが、全国を見ますと、容器包装リサイクル法に基づくものについては、東京都でもやられていますし、全国的に分別収集が推進されている状況でございます。それから3Rの関係から申しますと、リサイクルの順序ということも云われていますので、先ずは、マテリアルリサイクル。それをできない物については、燃やして、サーマルリサイクルをと、そういう順序で進めるということがございますので、その辺を私どもとしては遵守しながら、それと容器包装リサイクル法に基づいた分別収集をしていかなければならないということで考えておりますので、ご理解願いたいと思います。それからボイラー免許の関係ですけれども、委員おっしゃっておられますとおり、特級免許かなり難しゅうございまして、私ども1級を取得して、今現在、直ぐ試験までは受けられますので、若手がトライしているのですけれども、未だ結果が出ていないという状況でございますが、これ毎年トライさせていますので、その辺は、1人じゃなく複数でと考えています。それからチップの関係ですけれども、できた分だけ配布するというようにしておりますが、残念ながら先ほどおっしゃいましたように、21年度と22年度の差のとおり、配布量は減っていますが、ただ、組合施設においても色々緑化していますので、造園管理の関係で、利用していこうと思います。それから最後に溶融炉の関係でございますけれども、私ども平成15年から18年に掛けてクリーン21長谷

山を建設しております。その前に整備計画の提出をしている訳なのですが、国庫補助の要綱を見ますと、平成9年から16年までの間に補助申請を出されたものについては、循環型の関係で溶融炉とそれから発電設備と焼却炉の3点セットで整備しなさいというようなことがございまして、平成17年にそれが外された訳なのですが、そういう狭間に、はまってしまったということで、よろしくご理解願いたいと思います。

○**杉崎雅俊財政課長** し尿の分担金のご負担頂いております構成ですけれども、これにつきましては議会の議決を頂きまして、し尿関係6種別ぐらいございまして、その中にし尿処理工場の関係で3種類ございまして、3種類の内、先ず先ほど云いました公債費を持って頂くというような関係でし尿施設の建設事業経費割合、後、処理工場に対します変動経費割合と、固定経費割合の3つがございまして。先ほど云いましたように、公債費につきましては、来年度以降殆んどなくなりますので、建設事業経費を負担頂く分担金は少なくなってきます。これにつきましては、工場が平成8年に完成いたしまして、前年5年間の平成4年から平成8年の搬入量で固定を致しまして、過去の割合に基づいて負担をして頂いておったというようなことで、工場を建設する時にそれぞれの構成団体で責任を持って建設をしようということで固定化をして、借金の償還については返済をしていくという考え方で頂いております。来年度以降少なくなりますので、建設に対するそれぞれの構成団体さんの責任は一定果たされたということで、来年度以降は工場の運転経費ですね、運転経費が中心になりまして、前年1年間の搬入量実績により負担の割合は毎年ローリングしながら変動していきます。そのことによって、それぞれ各搬入量に基いた施設の利用割合に基いて、来年度以降ご負担して頂くということになりますので、それぞれの応分の負担によりまして負担して頂くということになりますので、何処かの団体さんが特に過去の責任に基いて多い負担になるということとはございませんので、よろしくご理解のほどお願い致します。

○**伊庭利夫業務課長** バキューム車の修理ですけれども、器械類の購入でということで、脱臭器につきましては8年間の耐用年数ということで、委託料に積算しております。脱臭器の点検については、始業時の点検で車両の点検と共に、脱臭器の点検の方も行うよう指導しています。又、契約前に業者の方に清掃指導員が行きまして、資格審査等で脱臭器を含む機材等の点検を行っております。どうしても臭いは中々ゼロになることはないのですが、老朽化等で脱臭能力が低下している場合は、器械等の整備を行うよう指導していきたいと思っております。

○**浅見健二委員** もう終わっておきますけれども、いわゆる私は、ナイロン系のそういう物は、逆に燃やす方が補助燃料も要らないし、むしろ、いい方向ではないのかということ、ちょっとお聞きをしているのです。勿論、国のリサイクル法の関係もありますから、その辺とちょっと反対の方向に行くような格好に、現実、破碎機でやった時にそういう分がかなり入っているのではしょ結局。もう分別されない訳でしょ、飛ばしているから。そやから現実的にそういう処置を取っているのやから、取らざるを得ない訳やから、

そういう方向の方が逆に補助燃料も要らないし、経費的にも助かるしという気は、というふうに私は思うので、どうかいなということを聞いているのですわ。それから、灰溶融炉の説明のことは、もう3点セットで押し付けられたということやな。そういうことやな。したくもないのに、せんと、他の物がしてくれはらへんと、こういうこと、これは国けしからんと、だからこういうことは国に怒って下さいよ、今後、本間に。したくもないもんをせないかんというね、他の2点がどうしても必要やからね、いらん1点まで買わんなんというね、どっかのスーパーの押し売りでもあるまいしですね、やっぱりこういうことは、ちょっと大きな行政力で国の方に、一遍きちっと今後のこともあるのでね、一つ、ちょっと久保田管理者、所見があったらちょっと云うて下さい。それから、将来的にごみが減量になる、そりゃ又、増えるという可能性もないとは言われへんのやけど、人口が増えたら必然的に増えていく訳やけれどね、いずれ折居清掃工場の問題は出てくる訳ですよ、もう大分老朽化していますから、そやからそれを無しにするということはもう今のところ考えておられない、出来ないということですか。やっぱり、そうするとコンパクトにして、能力を上げていくと、こういうことが考えられるとこういうふうに理解しておけば良いと、そういうことですか。分かりました。それから、臭気の問題なのですけどね、人間それぞれお腹の中に入れてる時は、サラリサラリと持ち歩いておるのですけどね、出るとまあま臭いがすると、こういうことなのですよ。やっぱりこのし尿の臭気というのは非常に嫌われている臭いでしてね、一遍点検するなり、調べて頂いて若し老朽化していると、例えば、年月が経っていなくても器械の都合もある訳やから、一回ちょっと点検もして頂いて、臭気が出るだけでないように、ゼロという訳にはいきませんが、やって頂いてと思います。以上です。

○竹内啓雄専任副管理者 灰溶融炉の件につきましては、私も後で勉強させていただきましたが、正確にはお答えできるかどうか分かりませんが、押付けられたというと、ちょっと語弊がございますので、いわゆる3R、リデュース、リユース、リサイクル、これが大前提の基本的な国の方針でございますし、又、法律が認めているところでございます。それに基きまして私どもも施設を造るにあたっては、循環型社会形成交付金を頂いて、やはりこれが建設していかなければなりませんので、その時における法制度に基いて又、交付金制度に基いてそれぞれの行政に支えられつつ、施設を建設したところでございます。その後、国の方におかれまして色々灰溶融におけるスラグの利用の問題であるとか、いろいろの観点から必ずしもこれでなければならないということでもないということで、幸い私どもの方に埋立、最終処分地のグリーンヒル三郷山に、また宇治市の方にも御世話になっていると、こういう余裕がございましたので、いろいろなご意見を踏まえまして廃止をさせて頂いたと、結果的にそうなったということでございます。

○西川博司委員 4点質問をさせていただきます。浅見委員から折居清掃工場の建替え計画についての質問があったのですけれど、私は別の立場、共通する点もありますが、別の視点から質問をさせていただきます。先ず管内の人口は微減ですね、そしてリサイクルの普及等でごみの量が減ってきているというのが現実ですが、一方管内だけでなく、その周りを見ますと、ごみ処理に困っている自治体もあるということで、そういう自治体間の

協力ですね、そこらのそういった南部の各市町などのごみを受入れて処理をしていくということも必要ではないかと思えます。そういう点で行きますと現状の規模で建替えるという形が出来ないのかどうか。この点についてお答え頂きたいと思えます。

それから、次に成果説明書28ページ、缶の搬入量が減ってきています。この主な原因は何なのかということで、缶についてはステーションからの抜き取りがあると聞いています。管内の状況と対策は、どう考えておられるのか。また、抜き取り以外の原因はあるのか、どうかお答え下さい。

それから成果説明書28ページ、ビンの搬入量は増えていますが、色別で見ると無色、茶色、多色とも微減をしておりますが、再生ダストが皆増となっております。この再生ダストという物はどういう物か、どういう形で処理をされているのかお聞きします。

次に成果説明書31ページのリサイクル工房ですが、衣服、ガラス、自転車とも増えています。廃食用油工房はゼロに皆減になっておりますが、この理由と、今後の計画はあるのか、どうか。この点についてお答え下さい。それから、衣服、ガラス、自転車工房の今後の充実対策というものは、どのように考えておられるのかお聞きします。以上4点お願いします。

○**竹内啓雄専任副管理者** 最初の折居清掃工場の建替えと関連して、近隣市町のごみの問題のご質問でございますけれども、折居工場の新しい規模につきましては、先ほど浅見委員の質問にもお答えしましたように、現在、ごみ処理基本計画を策定中でございますが、確定的なことは申し上げられませんが、大体今後のごみの推計で、今の施設の約半分ぐらいの1日120トン程度の施設で建設をしたいと、こういうふうを考えております。ご質問の近隣市町における広域化のご質問でございますが、かねてからご質問を頂いているところでございますけれども、具体的には、京田辺市なり、木津川市、或は精華町との関連だろうと思えますが、京田辺市におかれましては、現在焼却工場の更新計画を既に検討するために、ごみ処理基本計画の見直しを行っておられるところでございます。また、木津川市及び、精華町におかれましては、これも既に具体的に処理能力を1日当たり94トンとして、処理方式もストーカー方式に決定をされまして、平成28年度当初稼働を目途として、事業推進を具体的に推進されているとこういう状況でございます。従いましてこれまでからもお答え致しておりますとおり、私どもと致しましては、京都府南部地域のごみ処理の広域化については、将来に亘り必要ないものと判断しておるところでございますので、ご理解頂きたいというふうをお願いしたいと思います。

○**川島修啓施設課長** 2点目のご質問頂きました、缶の減少と、抜き取りの現状と、対策についてお答えします。成果説明書の28ページに記載のとおり、缶の搬入量につきましては、前年対比54.59t、マイナスの9.4%減少を致しております。先ほど委員ご指摘のとおり、一つの原因と致しましては、集積所などでの缶の抜き取り、これはスチール缶、アルミ缶などの売却単価が回復し、延びており、かなり高額になっているという状況でございます。それと缶自体の軽量化、またはペットボトルへの移行というのが原因ではないかなと考えております。それとその缶の抜き取りに際しましての構成市町で

の取組でございますが、ごみステーションや、ごみネットに啓発ラベルを貼られまして、宇治市と井手町が、そういう対応を取られております。また、城陽市・八幡市・久御山町・宇治田原町におきましては、看板を設置するなどの処置を取られております。なお、宇治市と八幡市におかれましては、警察署の協力を得てパトロールを実施されておりますし、又、その他の市町においては職員の早朝パトロールなどを行って頂きまして、資源化物の抜取りに歯止めを掛ける努力をして頂いているところでございます。

○西村憲司エコ・ポート長谷山所長 再生ダストにつきまして、私の方からお答えを致します。ビンの選別工程で、無色・茶色・その他の色の選別を行うのですが、その中で細かくカレット化している物については、選別できない状態になります。それを出来なかった物については全量、再生ダストとして業者さんに委託をして、再生して頂いています。再製している物についてはコンクリートの骨材等に再生利用されています。再生ダストにつきましては、株式会社アールアイさんに委託をしまして、トン8,925円で処理をさせて頂いています。

工房関係の廃食油についてお答えします。現在、廃食油の回収拠点として、本庁、折居清掃工場、エコ・ポート長谷山の3カ所に設置をしており、回収の促進に努めています。回収された廃食油はBDF、精製油として、バイオ燃料等の原材料として提供しています。また、エコ・ポート長谷山の廃食油工房で石鹼作りやキャンドル作り等に活用しているのですが、平成22年度につきましては、廃食油で作る石鹼及びキャンドル作りや、出前工房の依頼がなかったということで、皆減となっています。今後の取組としましては、キャンドル等に再利用出来るということを見学等の皆さんに紹介しまして廃食油のリサイクル体験を場内開催とか、教室開催でアピールして今後増やしていきたいと考えています。

衣服工房につきましては、エコ・ポート長谷山では開設当初から、工房運営の充実に取り組み、多くの工房体験や施設見学の受け入れを行っております。立地条件については、非常に悪い立地条件になりまして、山間部等にありますので、それをちょっとでも解消するために、平成19年度からJR宇治駅横の、「ゆめりあうじ」での工房開催や着物リフォーム教室等の開催を行い、それらを充実してきました。また、平成20年度からは、折居清掃工場での工房開催を始め、平成21年度からは毎月1回定期的に行ってきました。更に平成23年度からは毎月最終の土曜・日曜日に連続して工房の開催に取り組んでおります。このほか、出前工房についても積極的に取組み参加者への利便性を図っているものであり、構成市町主催のイベントや各種団体等、依頼があれば、充分に対応していくように考えて、これから頑張っていきたいと思っています。

○西川博司委員 折居清掃工場について、各周辺自治体でのごみ処理場の建設計画が進んでいるので、他から受け入れる必要性はないというような見通しを述べられた訳ですが、確かにそういう方向でされているのも事実だと思いますが、未だ正確にきちっと決まっている訳でもないし、又、それが上手くいくという訳でも、と言うのも見通しとしては、未だない状態だと思ひまして、折角、折居清掃工場、都市部に。これもここに建設するという事になったのには、先輩の議員さん、また市町の理事者の皆さん方

が、非常に努力をされて、あそこに設置をするという形で持って行かれたということも聞いておりますので、折角、都市部に近い場所にありますので、ここはやはり維持できるように考えていくべきだと思います。それとリサイクル工房もここで行っているというのは、都市部に近い場所で非常に利用は割と衛管施設としては利用しやすい場所にありますし、ここを維持するためにも、折居清掃工場は現状の規模で建替えというものを検討して頂きたいと思います。人口減少の時代に入ってくる中で、中途半端に小さな規模の物を造っても現状に合わなくなりますので、又、京都府なり南部の各市町でも動きがありますし、京都府から要請があれば対応できるようにして頂きたいということで、それは、要望とさせていただきます。それから、缶の抜き取りについて、対策について構成市町と協力して対応されていることについては、評価をしたいと思いますし、今後も努力を頂きたいと思います。それから、ビンの再生ダストですか、処理の方法は分かりました。今まで何も資源化出来ていなかったのが、このような形で再利用出来るようになったということについては、大きく評価をしたいと思います。それと次にリサイクル工房についてですが、衛管の施設、エコ・ポート長谷山にしても、非常に市民の方が行き難い場所にあります。自家用車がなければ行けないというような場所ですので、折居については比較的近いというもの、やはり都市部から少し離れているという形ですので、「ゆめりあ」を借りて、されたということも成果としてはあります。各構成市町の都市部の真ん中に色々と施設があります。そういう施設を積極活用、お借りして開催を増やすということも必要だと思いますが、その点についての考えをお聞かせ頂きたいと思います。それから廃食油について、いろいろと利用が減っているというようなことで、BDFとかキャンドル、それから石鹸作りというのがあります。いろいろと工夫をされているということについては評価したいと思うのですが、やはり廃食油を活用という場合は石鹸が一番基本だと思います。石鹸の利用を増やしていく、そういうことも市民啓発として、市民に啓発してやっていくべきだと思いますが、その点についての考えをお聞きします。

○久保田 勇管理者 西川議員の方から、最後は指摘、要望ということでございましたけれども、折居工場の建替えにあたりまして、現状の230トン規模で、管外のごみも広域的に処理をしたらどうかというご意見でございますけれども、ご承知頂いておりますとおり城南衛生管理組合は3市3町で構成を致しております、行政のやはり廃棄物の処理責任という責務をどう処理するかということで、ごみそして、し尿につきまして3市3町の収集された物、それを最後に適正に処理をするという形で発足をした組合でございます。で、折居工場58年当時の歴史を今、言われましたけれども、その時分といいますのは、いわば迷惑施設の代表、これがごみ工場そして火葬場更には、し尿の処理場でございまして、これの建設には大変な労力がいったことを思い出しております。折居工場で管外のごみまで処理すべきだということでございますけれども、かつて京田辺市から甘南備園という京田辺の工場が、老朽化して大変なので、ここへ入れてくれないかという話がございました。これは正式にございました。しかしながら京田辺市さん、結果的に今この城南衛管のいわば資産、財産といいますか、様々に蓄積してきたこの力というのは、管内3市3町がお互いに協力をして作り上げてきたものでございまして、

当然ながら、それなりの応分の負担をしながら、ここまで来たところでございます。当然ながら新たに加入をされるのであれば、この応分の負担分、過去に遡って出して頂きますかということも当然であろうと思いますし、又、自分とこの処理施設はなしで、衛管管内で処理してくださいということには、なりませんよということをお願いしまして、結果的に断念をされました。今、自分達で計画をお作りになっている。木津川市からも問い合わせはございました。しかしながら広域的に城南衛管に、私どもも加入をさせて頂きたい。その一員として一定の分担をしながらやりたいという話は一切、現在はございません。又、私どもは単にこのごみの焼却を生業としているものではございませんで、責務として適正に処理をするということを実施しているのをごさいますて、決して営業活動をやっている訳ではございません。そして58年、これは西川議員さんもよくご承知と思いますけれども、当時、八幡この沢に、し尿の工場がございました。今、衛管の本部。そして城陽長谷山に焼却工場がございました。宇治市だけが、市でありながら何故、工場がないんだということの論議が当時、当然ながら首長間で大きな話題でございました。それぞれ町については、例えば最終処分場を適切に分担しましょうと、市についてはそれぞれ処理場を適切に分担しましょうという中で、最後に残った宇治で清掃工場を建設をして頂くということが、当時の歴史でございます。しかしその宇治市、五雲峰そして、吹前、様々に2転3転、転々と致しました。結果的に今の折居にやっと決定をしたという経過、そして折居工場を造るときの地元説明にどのように説明をされるか、その事を考えますと、管外のごみまで受入れてドンドン規模の大きな物を造るというようなことは、私は決して地元として承認をされないということを確認を致しております。そうした観点から、先ほど竹内専任副管理者が答えましたように、私どもはその現在広域化ということにつきましては、私どもから働きかけるとか、私どもとしてその話があったとしても、今現在、広域化については考えておりませんので、ご理解を頂きたいと思えます。

○**浅田清晴施設部長** 一つは、工房の関係ですけれども、都市部での開催ということでございますが、例えば、市町の環境パートナーシップ、そういった団体とも協力しながら各構成市町で実施されます環境に関連するイベント等又は、商工祭、文化祭とか、そういった中に参加させて頂きながら、環境の啓発をさせて頂いている状況でございます。都市部の中での開催という部分につきましては、今後とも市町の協力を得ながら、開催をしていきたいというふうには考えております。それから廃食油の関係で、石鹼作りをもっと積極的にやったらどうかということでございますが、石鹼作り、私どもエコ・ポート長谷山でもいつでも随時出来る体制は整えている訳ですけれども、住民からの要望等がないということで、残念ながら石鹼作りについては実績がないということで、現在では、廃食油の関係につきましては、BDFの原料に利用されているのが現状でございます。

○**西川博司委員** そうしたら、折居工場については少し意見が異なっていますが、私は何ぼでも大きい物ということではなくて、折角ある施設ですので、今の規模でということ、考えたらどうかということをお述べさせて頂きました。また、京都府なり、他市町か

ら要請があれば、それはそれなりの条件も付けてなると思うのですが、そういうことも配慮しながら対応して頂きたいということで、これは要望、意見としてさせていただきます。それからリサイクル工房について、衣服については、非常に良い取り組みですし、そういう形で各構成市町と協力してやっていくということで、今後もそのように進めて頂きたいと思います。それから廃食油ですけれども、これも市民からの声が弱いのではないかと、取り組みが弱いというご指摘がありました。確かにそういう面がありますので、それはそれぞれ理事者、職員の方も努力して頂きたい。また、私たちも努力をしていきたいと思います。以上です。

○**鷹野雅生委員** 成果説明書20ページの表22、処理実績のとこなんですが、洛南浄化センターのし尿下水投入が平成21年度に比べて減っているのですが何故、減っているのか。それともう一点は、し尿処理施設が2つに、クリーンピア沢と洛南浄化センターの二つに分かれているのですが、処理費用が二つだと掛かると思うのですが、何故二つに分かれているのか、2点お願い致します。

○**森内富雄クリーンピア沢所長** ただ今のご質問でございました、表22の下水投入について、お答えいたします。4,200キロリットルほど減少を致しておりますが、これにつきましては、京都府さんと下水道投入に関する協定を締結を致しまして、その中で各年度につきまして、計画投入量を設定をさせて頂いております。その設定に基づきまして下水投入をさせて頂いております、平成21年度は、日量、1日に投入する量でございまして、それが31キロリットルでございました。平成22年度につきましては、それが20キロリットルに減っております、それがこの4,200キロリットル減っていることの大きな要因となっております。続きまして、処理場が2箇所に分かれているということについてでございますけれども、これにつきましては、クリーンピア沢建設に当たりまして、将来的に下水道整備が進むだろうと、そう致しますと搬入量が減少することが予測されますので、効率的なし尿処理を念頭にクリーンピア沢の処理能力を決定をさせて頂いております。その処理能力を超える量につきまして、洛南浄化センターさんの方に投入をお願いしている、処理をお願いしているということでございます。平成23年度につきましては、日量10キロリットルを投入をさせて頂いております。今年度末をもちまして、下水投入を終了致しまして、平成24年度以降につきましては、クリーンピア沢で、管内から搬入されるし尿及び浄化槽汚泥を全量を処理する予定を致しております。

○**鷹野雅生委員** そうしたら、毎年、し尿の下水投入ですね、洛南浄化センターへは年々減っていくということですね。

○**森内富雄クリーンピア沢所長** そうということですよ。年々、減っております、今年度は10キロ、24年度からは無しになるということでございます。

○**矢野友次郎委員** ちょっと2点ほどお尋ねします。かなり、先ほどから出ていますので、

重複する部分があるかもしれませんが、お許しを頂きたいと思います。一点目は冒頭、久保田管理者の方から、色々な課題を述べられたと言いますか、安全安心の工場運営だと、こんなお話もありました。私もそのとおりだと思いますし、衛管内の工場の中身については、そのことに一生懸命お取組を頂いている、そういうことだと思います。ただ、それじゃ、それだけでいいのかといたら、そうでもないと思いますし、特に工場周辺等の配慮等も一定必要かなと思います。そういった観点から、色々、例えばダイオキシンの測定だとか、それから、ばい煙なり又、臭気だとか、こういったことも工場では色々測定されておられますが、その周辺の所なんか以前にはそういったこともされておられましたし、多分、今でもやられていると思うのですが、その辺の証が、この報告書では見当たらんみたいだと思いますので、従来からそういったこともしており、工場の周辺等についてもそういったことに、気を配っているということがありましたら、先ずお聞かせを。あんまり細かい数字がどうやかかは、結構ですが。それから特に、そういう周辺に対する安全対策に気をつけているのやというようなこと。取り分け工場への搬入路なり、搬出路なりの問題。特に周辺での云々というこもここにありますが、何かそういうことも含めてこの22年度で、近隣からこういった苦情もあつたよというようなことがありましたら、先ずその周辺対策に対する問題での実績というのですか、何かありましたらお聞かせを頂きたいと思います。

それから二つ目は、いわゆるごみ処理もかなり量が減ってきておる。それから、それはいろんな要因があることと思います。人口が減ってくるだとか、逆に言えば、リサイクルをしておられる。そのことで、リサイクルの中身も量が減ってきておる、全体のごみその物も減ってきているのかなというのが伺えますが、一番ピーク時からみて、そういったごみの減量を踏まえて、また、ごみの性質というのも私は変わってきておると思うのです。特に3Rだとか、循環型社会云々だとかいうようなことが書いておられますが、ここは決算委員会ですので、22年度の決算を踏まえられて、特に1ページには、まだまだリサイクル事業なり、循環型社会の構築に向けた事業の一層の推進ということも書いておられますが、やはりこの22年度、そういったごみが減ってくる、なお且つし尿の処理量も減ってくる、こういった中での、今後の城南衛管の当初の目的なり、使命からすると、やはりこれからは、こんなことももっと大事だということが、私は一定あるのかなと、そういったことを踏まえますと、この22年度の決算を踏まえられて、そういった将来に向けて、この22年度のいろんなことから、将来に向けての取組みも、こういった方向に転換していかないかなかなということがありましたら、お聞かせを頂きたいと思います。以上2点。

○**浅田清晴施設部長** 一つ目の周辺への配慮と、苦情等についてですが、苦情等については、特にございませんが、周辺への影響の測定等、これらにつきましては、焼却場の例えば、長谷山でしたら宇治田原町の銘城台ですとか、それから宇治市でしたら太陽が丘とか、それから白川区の児童公園、折居の公園、そういった近隣の所でダイオキシンの土壌測定は毎年、追跡調査をするような形で行っております。

○**竹内啓雄専任副管理者** ごみの減少傾向また、そのごみ質も色々変化してきている中で、

今後の城南衛生管理組合としての将来を展望して、どういうふうな取組みなり、方向を考えているかという非常に基本的なご質問だったと思いますが、基本的には成果説明書の1ページの最初に書いてございます、その取組みになろうかと思うのですが、基本的には1ページに書かせて頂いておりますとおり、廃棄物処理事業の推進につきましては、これまでから構成市町と連携協同してやってきたと。こういう取組みを今後は更に、折居清掃工場なり奥山リユースセンターの更新ということに向けまして、更にその中でごみ発電であり、また容器包装廃棄物のリサイクルの、その他プラスチックの資源化が出来ておりませんので、そういったこともやっていこうというのが、当面の衛管としましての基本的な方向ということでございます。ただ、大きく今までの方針をこの時点におきまして、全く、ごみの処理方法を変更するであるとか、あるいはまた、違う処理を考えているというようなところまで考えるには至っておりませんので、当面は、施設の更新そして更に、更なる循環型社会に対応した資源の有効活用という観点から、折居工場につきましても発電設備を備えた施設に更新したい。そしてまた、奥山リユースセンターにおきましては、その他プラスチックの資源化に向けて、現状に合った形での3Rを推進していきたいと、こういうところが大きなところでございますので、ご理解頂きたいと思っております。

○矢野友次郎委員 工場の周辺特に又、工場での安全安心という格好で、工場の周辺については、従来から取組まれていることに対しまして、より衛管としても敏感にそういったことも察知しながら、問題が無いような格好で、そのことをしなければ、根本的に安全安心な工場運営というの出来ないと思っておりますので、その辺についての取組みは、一つよろしくお願ひしたいと思います。もう1点ですが、近々の課題ということではなしに、やはり一番大きなごみの処理、それからし尿の処理だとかいう大きな柱がやはり量的にも減ってきておる、それからましてや管内の人口も減ってきておる。しかし、一方ではごみをリサイクルして資源化を行っていく、従来からやっぱり違う方向に中の仕事も変わってきているのではなかろうかなど。それからそれをもう少し細かくすると、「ゆめりあ」でいろんな教室をされたり、工房をされたり、こんなこともして、ごみをお互いに減らしていこうということの取組みもされていることもあろうかと思ひますし、一度、そうじゃなしに特に管理者の、正副管理者の方始めですね、やはりどっかで一度、将来に向けての何かの機会を考えられて、又、100名少しの今の人員なのでしょうけども、従来の処理するなりという方向から、やはりこの衛管としても違う方向へ、人材の育成等も含めてされることが、今後は必要かなと思ひますので、そういったことにもお取組みをされることが必要かなど。こんなことを申し上げて、私の質問は終わります。

○上林昌三委員 1点だけお伺ひします。成果説明書の57ページのところがございます、し尿収集運搬委託企業転廃業助成金でございますが、今まで、城南衛管で、各し尿処理業者のところの車として、35台ほどが消化されてきたと。今現在17台ほどが残って3市3町の中で色々と作業をして頂いているということでありますけれども、お伺ひしますのは、助成金、今言いました成果説明書の57ページでございます、2台で7、2

00何万という数字が記帳されている訳ですけれども、1台について、3,500から3,600の、この金額は、訳があってこの金額に過去定められたと思うのですが、その内容につきまして、私自身も存じませんので、その金額が定められた内容につきまして、歴史も含めて教えて頂けますでしょうか。

○伊庭利夫業務課長 転廃業助成金のことですが、制度的に言いますと、全国的に下水道が整備をされ、それに伴いし尿収集業者が、その業務量が縮小することにより、転廃業を余儀なくされるということから、影響を受ける業者の事業安定、廃棄物の継続的な適正処理の確保ということを目的に、国の方で、下水道整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法というのが、昭和50年に制定されました。本組合の管内でも、下水道の供用が昭和61年に八幡市、宇治市で開始され、平成4年に収集車両が、減車が生じる見込みとなりました。先ほどの特別措置法、合特法というのですが、その法律の趣旨からしますと、転廃業の助成については、市町が果すべきなのですが、組合が業務を主体的に行っているということで、組合が法の趣旨に沿う形で、金銭補償で各企業と合意をしました。それが平成4年度に、し尿収集運搬業務委託企業の減車補償に関する協定書を当時は6社でございましたが、交わしました。1台3,500万円という形で合意をしました。その3,500万円の中身なのですが、営業権の補償、これが約3千34万5,600円。所得補償が242万7,648円。車両売却料これにつきましては、新車価格336万5千円で、7年間使用をして、中古価格、残存も残っていますので、そのマイナス価格269万9千円。後、従業員の補償で離職者補償474万850円。解雇予告の補償32万7,480円。これらを合計しまして3千514万9,578円ということで、これを参考にしまして3,500万円という形で業者と合意をしました。これにつきましては、平成5年度以降の補償料の算出につきましては、総務省統計局公表の総合消費者物価指数全国平均、対前年度上昇率によるスライド制ということで、単年度で物価指数を算出をして支払を行っております。先ほど委員からございました、平成4年度は、1台当たり3,500万円だったのですが、消費者物価指数がスライド制になっていますので、現状では、3,600万円ということになっております。

○坂下弘親委員 2点ほどお聞きをします。先ほど浅見委員さんへの答弁があったのですが、分別収集について、今、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみと、この3つに分かれている訳ですけれども、その他のプラスチック製容器が、リサイクル法によって、又、分別をしなくちゃいかんということになるみたいですが、これをする、又、大分、分別収集するについて管内の住民の皆さんに理解を得なくちゃいかんと思うのですが、後、3年ちょっとですか、27年度からを目途にということなので、その住民に対する協力要請というのは、どういう形でののか。それと、これ先ほど浅見委員さんの質問でも、のんびりしたもんだという話もありましたけれども、中味なんか、マヨネーズ、ケチャップとかそういう類ですよ、チューブ類とか、カップ麺とか色々ある訳ですけれども、相当汚れている物があるかと思うのですよね。汚れた物は燃やすだとかになるのか分かりませんが、これは家庭で綺麗に洗ってから出

すということになるのかね、それどういうふうな形でこれを進めていくのか、今後の取組みについて教えて欲しいというのが1点です。

もう一つは、奥山のリユースセンター、これが老朽化してきて、更新の時期に来ているということで、25年ぐらい、もう経過しているということですが、大体こういう施設というのは、25年ぐらいで、大体更新の時期なのでしょう。それと後、そういう今、今年を見ますと修繕費やなんかに4,300万ほど掛かっておられると思うのですが、ここ1年前、2年前ぐらいは、どの程度掛かっていたのか。それと、今ちょっと読みますと、色々基本設計とかされていると思うのですが、一体今、現状どのような進捗状況になっているのか、更新する場合ですね。奥山については、その3点、教えて下さい。大きくは2点です。

○浅田清晴施設部長 1点目のその他プラスチックの出し方の問題ですけれども、自治体によって色々異なりまして、今おっしゃっておられましたマヨネーズのチューブ類そういう物がありますが、例えばマヨネーズやケチャップなどのチューブ類は、所によっては横に半分に切って中を洗うとか、布巾で拭いてとか、そういうことをして綺麗にして必ず出してくださいというような団体もございます。しかしこの方法につきましては、例えば水で洗うのでしたら、マヨネーズでしたら油分が相当付いていますので、水でジャブジャブと洗ったぐらいでは落ちないですね、だからそれを落とそうとすれば、例えば洗剤を使ったりとか、布巾で綺麗に拭取ったりとか、そういう方法でないと綺麗に出来ないですね。そういうことをすると逆に水も使いますし、排水も出しますし、そういうことから考えますと逆に、環境面で如何なものかというような問題も私は残ってくると思うのです。そういった関係もありまして、午前中にも少し申し上げましたけれども、私どもの管内では、一応そういう汚れている物は、衛生面等も考えて、可燃ごみで出してくださいということで、それを基本に市町と協議を進めているところでございます。ただ、この線引きは難しいですね。どの程度まで取ったら、どっちに出せるのかとか、未だこれだけ残っているのなら、やっぱり可燃ごみに出さないとかあかんのかという、そういう線引きが一番難しいところだと思います。そういったところを啓発するにはある団体においては、例を写真に収めてそれを啓発ビラに掲載して、それで説明をしているというような団体も多々ございますので、そういった事例を構成市町に情報提供するなり、そういう情報を共有して今後住民の方々の協力を得るために、説明会等は市町の方で担当して頂くことになるのですけれども、協力し合いながら進めていきたいと考えています。

それと二つ目の、耐用年数の問題ですが、奥山リユースセンターの破碎ごみ処理施設は、家具とかソファーなどの粗大ごみですね、以前は家電の関係で、洗濯機とか冷蔵庫とかが13年度まで入っていたのですけれども、そういう物とか、それから自転車、小型家電とか、そういった金属類などが廃棄されまして、それを大きなハンマーで細かく砕いて、風力とか機械的に選別を行い、鉄、アルミ、プラスチック、可燃物、不燃物の5種に選別をする機械なのですが、ただ、振動も衝撃もかなりきつい施設でございまして、工場全体の磨耗も著しいような状況になっています。一般的にはそういった決められたものは無いのですけれども、奥山リユースセンターの状況からいいますと、毎年オ

ーバーホール等で補修をしていますが、それでも25年ぐらい経過をしますと、摩耗それから腐食が著しい状況にあるということ、更に、磁選機とかそれからアルミ選別機とかあるのですが、そういう物も部品が製造中止になって、中々、供給されないというような問題も一方で抱えております。そういうことも含めまして、やはりもうそろそろ更新の時期ではないかということ判断したものでありまして、そこに、その他プラスチックの資源化施設を併設して整備していこうということでございます。

それから整備費の関係ですけれども、破砕機本体の補修、これ先ほども言いましたように衝撃が激しいということでかなり傷みますので、毎年実施しています。それからいろんな物を貯留するスペースに運ぶためのコンベアとか、たくさんありますので、そういったコンベアの補修とか、その更新とかの経費も含めまして、平成20年度では4,900万円。平成21年度では4,200万円。平成22年度では4,300万円と、毎年この程度の経費が掛かっています。その他に、破砕機のハンマー、これ鉄の塊なのですけれども、それも相当な金額となっております、そういう物だけでも年間1,000万円ぐらいの費用を掛けて交換しているという状況でございます。

それと整備事業の現状ですけれども、今年度の予定、先ほどおっしゃっていただけけれども、更新事業の基本計画策定を行っておりまして、程なく完成するところでございます、来月2日に予定されております、廃棄物処理常任委員会の方で、その概要についてご報告させて頂きたく考えております。その後の予定ですけれども、基本計画が確定致しましたらプラントメーカーに見積設計図書の提出を求めまして、その見積内容、図書の内容を比較検討を致しまして、本年度中にそれを基に発注仕様書を作成しまして、来年度の入札に向けて事務を進めていきたいということで、今年度の予定から言いますと、順調に推進できているということをお知らせいたします。

○坂下弘親委員 今の分別収集の件については、ある程度個人的な判断というふうになっちゃいますね。これは燃やす方なのか、リサイクルの方なのかというふうになっちゃって、よっぽど丁寧に管内の住民の皆さんにお知らせしないと、ちゃんとできないと思うのですね。その辺は管内の3市3町の皆さん方というか、当局の方はこれ了解済みというか、そういうふうになっているのですね。そういうことでやろうということに皆一致している訳ですか。それと、奥山の方なのですけども、もう部品が無くなってきちゃっているという話がありましたけれども、大体、プラントメーカーに契約する時に部品の供給というのは、大体、何年間ぐらい保証してくれるとか、そういうようなことはあるのですかね。それとも、向こうもやっている間は良いと、そういうことで、あんまりそういうプラントメーカーに部品の供給年度というのはあんまり意識してないのですかね、それが一点と。施設更新については、全体だと、どれ位の事業費なのですかね。事業費について、概算でも。まだこれから見積が入る訳でしょうから大体の概算で結構ですけれども。それと修繕費ですか、修繕費が大体4,200万から4,900万ということだったのですけれども、この更新されて新しくなった場合はその修繕費というのは、もの凄く減額されるようなことになるのですかね、それともやっぱりランニングコストということで、ずっと毎年、毎年4千万以上掛かるのでしょうか。その辺もちょっと、教えて頂けますか。

○久保田 勇管理者 坂下委員の一般プラスチックの分別に関しまして、お答え申し上げたいと思いますけれども、先ほど矢野委員さんのご質問にもありましたけれども、衛管としての将来方向というのは、発足して事務組合として出来ました頃は、要はごみ、し尿を収集は、それぞれ市町村がやられますけれども、衛管として最終処理をやる、いわば実働の現場部門というような役目が、一番メインでありましたけれども、先ほどご説明ありましたようにドンドンドンドン衛管の性格変わってきております。その中で平成9年以降、衛管としては3市3町いわば、ごみ処理行政とか、そういうことじゃなくって、環境行政の司令塔になろう、コントロールタワーになろうということ意識付けをずっとやりました。その方向で取組を進めております。これが衛管としての将来方向を示す一つの大きな鍵だと。そのことがあって環境ISO、これも先進的に取らして頂いて、様々な取組をしております。そのことが先ず基本にございます。これは衛管の役割と、構成3市3町の役割とが異なる部分があります。ですから今の一般プラをリサイクルするという場合に、例えば3市3町におきまして基本的には燃えるごみ、それから不燃ごみ、それからリサイクル資源という形の3つの大きく区分が出来ますけれども、例えばこの区分の中に細かい細分は、各市町村で微妙に異なっております。それと収集体制につきましても直営でやられているところ、委託でやられているところ、これも様々な形態がございます。その辺のことを全て克服をしたうえで、平成27年度から一般プラスチックを分別していこうという方向性につきましては、平成23年度の予算を作成する場合の正副管理者会議で、方針としてそのことを決定いただいております。ですから後は、今、実務的に各市町のいわば環境部門の職員の部局のとこと衛管と、ですから啓発についても基本的には市町を中心にやらして頂いて、衛管としては全体的なことをやっていくという役割分担になろうかと思っております。しかし色々検討されています中で、例えば宇治市の事例申し上げますと、例えば宇治市の場合は今この三つの大きな区分やっていますけれども、今この一般プラスチックは、殆どが不燃ごみに入っています。このことをガサッとリサイクルに仮に全量が回ったとしたら、不燃物の収集の業務が圧倒的に減ります。逆にリサイクルの資源化の仕事が非常に増えるということで、例えば業務の執行体制も含めて、これはそれぞれの市町で検討する必要がある。ですからそのことも踏まえたうえで、例えば委託されているところなら業者との関係も出てこようかと思っておりますし、直営であれば体制の整理の問題もあろうかと思っております。そのことにつきまして今、実務的に課題がどうかということ、各市町と話をさせて頂いているところでございます。27年度には是非とも3市3町が足並みを揃えて、一般プラスチックの資源化ということの取組を進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解を頂きたいと思っております。

○浅田清晴施設部長 一つ目の部品の供給の保証ですが、施設的には国庫補助要綱上耐用年数として7年という基準がございます、最低でも7年間以上は供給できるような内容で仕様書等にうたっておりますが、ただ、メーカー側が何処まで設定してくるかというような問題はありますけれども、最低でも7年ということでご理解賜りたいと思っております。それから事業費の概算ですが、今、先ほども申しましたように基本計画策定中で

ざいまして、その中で確定したいと思いますので、その段階でご報告なり、お示しをしたいと思いますので、よろしくお願いします。それから、オーバーホール等の経費の関係ですけれども、新しくなったからといって、ゼロにはなりません。やはり毎年ある程度の費用を掛けていって、そういうことで傷んできているところは治していって、それで長く持たせるような対策を講じていくということも必要となってきますので、一定のオーバーホール経費としては、新しくなっても必要になるということでございます。金額的には変動しますが必要になるということで、よろしくお願いします。

○坂下弘親委員 今、管理者の方からご答弁がありまして、少し各3市3町微妙にちょっと違うところがあって収集には、ということなのですが、出来たら出来るだけ同じような形でこの管内、収集をされて頂きたいなど。そうすると、これから多分、管内の方に住民の方々に、説明その他いろんな形でどうやって分別をするかということをご丁寧にお知らせすることになると思うのですが、一つの形で全部やってもらったら良いんじゃないかなと思います。それは意見だけということをお願いいたします。それから7年ぐらいが大体奥山の方は施設の部品については、メーカーは出していないと、大体25年といたら無くなる可能性が随分ある訳ですよね。その辺、大丈夫なのかなという思いはありますけれども、そういうことで決まっていることを、メーカーがそれしかしないとなったら、それは止むを得ないのかなと思いますけれども、出来るだけ、せめて耐用年数があるぐらいは、部品を供給してもらわなかったら、相当大きな物を破碎するという事は、乱暴な機械であろうと思うのでね、しょっちゅう故障するとか、壊れることも一杯あるかと思うのでね、それについては、そういうようなメーカーを選定する時に慎重に考えて、どういう条件が良いのかをよく判断されて、進めていって頂きたいなこう思います。後、ランニングコストが掛かるのは当然なので、どの位、4千数百万がどのぐらい減額になるのかちょっと知りたかったのですが、それは結構です。今、どのぐらい掛かるのか、やってみないと分からないと思うので、よく理解できました。ありがとうございます。

○若山憲子委員 成果説明書39ページの地球温暖化対策実行計画、先ほど長谷山の灰溶融炉を廃止をすることによって2千トン年間CO²が削減できるとおっしゃっていたのですが、それでいくと、いわゆるこの計画目標年度、平成25年だったと思うのですが、22.4%というのは実現が可能なのでしょうか。それと、平成23年度の2千トンのCO²削減で、この削減目標というのは、22年12.02から幾らになるのでしょうか。それとごみの破碎処理の中で、ごみ処理基本計画を今、策定中ということなのですが、蛍光灯が、いわゆる破碎処理をされているのですが、蛍光灯は其中で、国の要望の中にあると思うのですが、どんなふうになるのでしょうか。それともう1点、今、おっしゃった計画の中で、いわゆる一般プラスチックの資源化なんかも図るというふうにおっしゃっていたと思うのですが、そうすると分別を進めていかなあかんと思うのですが、ごみ処理基本計画の中で、指定袋制みたいなことが入ってくるのでしょうか。

○**芦原 昇参与** 実行計画の関係ですけれども、基本的には、4万5千トンで平成25年度に3万5千トンに、但し、これは中々右肩下がりになっていないということで、例えば先ほどから論議になっています廃プラの問題。廃プラスチックの問題も組合の場合、今現在3万9千トンの内、廃プラスチックに係るのが、3万5千トンぐらいあるのです。その年度の%によってかなり上下しますので、確実に12%が22.4%になるとは言い切れません。だから25年度にどれだけいろんな面で努力していくか。この第2期に関しましては、例えばこういう工事をして落としていくとか、そういった物がないので、むしろ廃棄物が減ったり、そういう物に関して、まあ言えば一里塚のようなものです。だからある面で云えば、組合の力量が問われるのかなと思うのですけれども。それと、2千トン若し減ったとすると、そのまま単純にいきますと約18%ぐらい23年度に減ってくるという形になります。但し、その時に廃プラスチックがどんな%になっているかということが関係してきますので、一概には言えないということをご理解頂きたいと思います。

○**川島修啓施設課長** ごみ処理基本計画での廃蛍光灯についてのご質問ですけれども、廃蛍光灯につきましては不燃ごみという扱いで、現行どおり燃やさないごみとして、カウントしております。現在の状況ですけれども、収集後に破砕をし、埋立処分をしているという状況でございます。しかしながら、蛍光灯にはリサイクル可能な上質なガラス類、金属類等が使われておりますので、この間、試行的に収集運搬を検討する中で、構成市町の公共施設及び組合庁舎から発生致しました廃蛍光灯につきましては、奥山リユースセンターの方で一時保管をさせて頂いて、資源化をしているということでございます。それと平成22年度から、廃食油とペットボトルのキャップと同様に本庁、クリーン21長谷山等で、拠点回収を行っており、資源化を進めているところでございます。それから指定袋制についてなのですけれども、ごみ処理基本計画の中には、入っていないということでございますので、ご理解頂きたいと思います。

○**若山憲子委員** 蛍光灯の方なのですけれども、拠点回収と、公共施設には資源化ということなのですけれどね、不燃ごみということなのですけれども、資源化が出来るもので、中々、一般家庭で回収の時に割れたりしてということもあると思うのですけれども、基本計画の中では、是非そういう拠点回収というのか、そういうものを増やして頂くように、折角、資源化出来る物ですので破砕処理というのは、ちょっと色々問題があると思いますので、それは、要望しておきます。それと、地球温暖化対策計画の平成25年度の目標なのですけれどね、単純に2千トンということは、中々、いかないかもわからないということなのですけれどね、2千トン削減出来たら18%ということなのですけれど、それでもこの目標数値を25年度に達成しようと思ったら、ここの衛管の力量が問われるというようにおっしゃっていたと思うのですけれども、この説明書の39ページのところに、今後、新折居清掃工場におけるごみ発電設備の併設等の計画というのに書かれているのですけれど、新折居清掃工場の建設というのは、平成27年でしょ、だからこの目標年次から言うと、中々、これに期待することが出来なかったら他の所で努力をしていかれると思うのですけれどね、何かここに書いてあるLEDとか公用車の

低燃費とか色々あるのですけれど、何か他にそういう対策みたいなものがあるのでしょうか、この目標達成のための。

○**芦原 昇参与** 基本的にはLEDとか、低公害車、後、太陽光発電とか、これはちょっと二酸化炭素でいえば、そんなに大きく落ちるものではありませんので、ですからどちらかといえば啓発上の問題。この第2期に関しましては、やっぱり廃プラスチックの%が落ちることとか、それから埋立地が一旦、終結していますから、数字上延びていく、そういった部分もありますので、どちらかという廃棄物とかそういうもの頼みになります。ですから、3万9千トン、後、4千トン落とさんならん。ですからその辺について、確実にこういう施設があるから、こう落とせますとか、そういう部分は、申し訳ないのですが第2期にはありません。ですから内部の努力で後、4千トン落としていくという形になります。それは廃プラスチックの分別の啓発であったりとか、そういうことを含めてやっていこうかなと考えています。

○**若山憲子委員** 中々、もう廃プラスチックの分別しか最終的にはないということだけれど、啓発活動でということですので、勿論この衛管が中心になって各市町にその啓発には努めていきたいと思っておりますけれども、廃プラスチック、いわゆる、その他プラスチックの資源化その物は、ここでも27年度以降と言われている中で、4千トン中々この目標との関係でいえば厳しいと思っておりますけれども、頑張ってください。

○**阪部正博委員** 2点お伺いします。先ず1点ですけれども28ページですね、22年度から一部市町で始まった、ペットボトルのキャップの回収の取組まれている状況ですね。具体的には、資源化されて、ワクチンにとか、そういう関係でされているところもございますけれども、その辺の売却された内容をお聞かせ頂きたいと思っております。

それからもう1点ですけれども、60ページにございます衛生費の紙おむつの指定袋ですね、それが作成された後、どのような状況で回収等実施されているのか、教えて頂きたいと思っております。その2点お願いします。

○**川島修啓施設課長** ペットボトルキャップでございますが、現状ペットボトルにつきましては、エコ・ポート長谷山の方で、製品化して売却しております。そのペットボトルを売却するに当たりまして、容器包装リサイクル法で圧縮するのが分別基準適合物という形になりまして、それで排出をしております。その分別基準適合物にするには、ボトルからキャップをはずして、住民の皆さんにはペットボトルを軽く洗浄をして出してくださいというような状況でございますが、一応現段階でも取扱いと致しましては、はずしたキャップは燃やさないごみということで、埋立処分という形を取っております。しかし一方では、ペットボトルにはキャップが付いたまま搬入される物がございまして、その辺は手選別作業で処理ラインでキャップをはずしまして、それを取り除いて資源化をしております。組合と致しまして、先ほどの廃蛍光管と同じように、拠点回収という形で、本庁、クリーン21長谷山、折居清掃工場、エコ・ポート長谷山で拠点回収ということで、一部キャップの回収を実施しております。後、構成市町の取扱いですけれど

も、久御山町が平成22年度で分別収集を開始されているということでございます。行先でございますが、キャップにつきましては売却という形を取っております、平成22年度、上期、下期に分けて、見積合せを行って、上期につきましては、トン当たり22,000円。下期についてはトン当たり2万円ということでございます。因みに本年度につきましては、上半期につきましては、トン当たり22,000円。下半期については、トン当たり25,800円という状況でございます。

○福井 均クリーン21長谷山所長 ご質問がありました紙おむつについてでございます。紙おむつの販売につきましては、医療施設又は福祉施設などからの紙おむつの搬入依頼を受けまして、感染性の医療廃棄物と区別するために、非感染性であるという確認を、紙おむつをどのように処理されていたか、それと管理方法等、そういったものを現場に行って確認を行い、非感染性であると確認が出来たうえで、受入れの許可をしております。現在45施設からの依頼がございまして、受入をしております。販売量でございますが、平成22年度につきましては、22,300枚の販売を致しております。21年度は20,500枚ということで、年々増加傾向でございます。1箱500枚になってございまして、1枚20円で1箱1万円で販売をしております。

○阪部正博委員 ペットボトルの関係で、ワクチンの関係は全然関係ないということですかね。紙おむつは非常に介護施設も増えていきますし、45というのは、かなり大きな事業所、医療施設になると思うのですが、一般的な介護施設へのPRとかは、その辺されているのかどうか、教えてください。

○福井 均クリーン21長谷山所長 一般の施設へは特にPRは行っておりませんが、そういう問合せがありましたら啓発をするようにしています。

○阪部正博委員 燃やすごみ、燃やさないごみの紙おむつについては非常に議論があつて、やはり介護施設にはそういう物が必要かなという思いがありまして、出来ればその辺、常時PRして頂ければ、ありがたいと思うのですけれども、その辺、要望にさせて頂いて終わりたいと思います。

[歳入全款]

○島 宏樹委員 1点だけ、決算書8ページなのですが、衛生手数料、清掃手数料が未収が、2,635,758円ありまして、不能欠損452,220円とあるのですが、去年よりはちょっと減ったと思うのですが、内容だけちょっと教えて頂きたいと思います。

○伊庭利夫業務課長 平成22年度の不能欠損なのですけれども、当組合のし尿処理手数料の時効による消滅の事務処理は、催促を行った日から5年が経過した翌月の1日に行

っております。平成22年度決算の不納欠損につきましては、平成16年5期の12月、1月になりますけれども、それから平成17年の4期、10月、11月までの、し尿処理手数料の滞納に対して発生したものであります。不納欠損となった理由につきましては、本人死亡これは独居老人等の世帯、それと後、破産、転居による行き先不明、請求を続けて行っているが納付されない等であります。平成22年度決算の不納欠損額、45万2,220円の内訳ですが、世帯制が、31万320円、従量制が、14万1,900円となっております。それから、収入未済額でございますが、収入未済額につきましては、平成22年度の歳入として、調定した収入のうち、平成22年度の出納整理期間までに、納入できなかった金額であり、平成23年度の過年度の調定額となります。収入未済額の回収につきましては、過年度分として、納付書を再発行し、納入が確認できるまで、滞納世帯等に納付書を発送し、料金回収に努めています。また、転居等で納付書が返送してくる滞納世帯につきましては、構成市町や当該自治体に要請し、住民基本台帳を利用した住居地等の追跡調査を行い、納付の促進に努めています。

○島 宏樹委員 そうしましたら、収入未済額は納付書を再送付して、催促状を出すだけのアクションで、例えば訪問するとか、その辺は。

○伊庭利夫業務課長 以前は、訪問集金を行なっておりましたけれども、訪問集金はコストが掛かるということで、現状は納付書の発行で対応しております。

[実質収支及び財産に関する調書]

な し。

[総括]

な し。

[討論]

な し。

[採決]

全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定。

議案第 8 号

監査委員の選任同意を求めるについて

下記の者を監査委員に選任したいので、城南衛生管理組合同規約（昭和 37 年城南衛生管理組合告示第 1 号）第 11 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 23 年 10 月 14 日提出

城南衛生管理組合
管理者 久保田 勇

記

氏名	かきうち たいら 垣内 太平
生年月日	昭和 19 年 3 月 31 日
住所	京都府綴喜郡宇治田原町大字南小字東所 27 番地の 3

提案理由

平成 23 年 11 月 27 日に本組合の知識経験を有する者から選任する監査委員の任期が満了することとなるため、城南衛生管理組合同規約第 11 条第 2 項の規定により、本組合監査委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

議案第 9 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成 23 年 10 月 14 日提出

城南衛生管理組合
管理者 久保田 勇

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）
職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年城南衛生管理組合条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）以外の再任用短時間勤務職員

ア 次のいずれにも該当する再任用短時間勤務職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である再任用短時間勤務職員

(イ) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる再任用短時間勤務職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである再任用短時間勤務職員を除く。）

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める再任用短時間勤務職員

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する再任用短時間勤務職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該再任用短時間勤務職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている再任用短時間勤務職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている再任用短時間勤務職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 再任用短時間勤務職員の養育する子の1歳到達日

(2) 再任用短時間勤務職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該再任用短時間勤務職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該再任用短時間勤務職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2カ月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該再任用短時間勤務職員が規則で定める休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する

日)

(3) 1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育するため、再任用短時間勤務職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する再任用短時間勤務職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該再任用短時間勤務職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている再任用短時間勤務職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6カ月に達する日

- ア 当該子について、当該再任用短時間勤務職員が当該子の1歳到達日(当該再任用短時間勤務職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該再任用短時間勤務職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合
- イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第4号中「3月」を「3カ月」に改め、同条に次の2号を加える。

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている再任用短時間勤務職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第5条の3中「6箇月」を「6カ月」に改める。

第9条第2項中「城南衛生管理組合職員有給休暇規則(昭和37年城南衛生管理組合規則第5号)第19条第1項の規定による育児休暇」を「規則で定める休暇」に「育児時間」を「休暇を承認されている時間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、一定の再任用短時間勤務職員についても育児休業をすることができるよう所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第10号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例を制定するについて

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
を、次のとおり定めるものとする。

平成23年10月14日提出

城南衛生管理組合
管理者 久保田 勇

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例（案）

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年城南
衛生管理組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次に掲げる者」を「労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の
適用を受ける者」に改め、同条第1号を削る。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」
を「同条第7項」に改め、同条第3号中「入所する」を「入所している」に改める。

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日
から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関
する条例第10条の2第2号の規定は、平成23年10月1日から適用する。

提案理由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまで
の間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行
に伴う所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第11号

城南衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の

縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成23年10月14日提出

城南衛生管理組合
管理者 久保田 勇

城南衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例（案）

城南衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成12年城南衛生管理組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

第4条第1項第2号及び第6条第1項第2号中「対象施設」を「施設」に改める。

第7条中「第3条、第4条、第5条及び第6条」を「第3条から第6条まで」に改める。

第8条中「報告書」を「報告書等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴う所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第13号

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成23年11月29日提出

城南衛生管理組合
 管理者 久保田 勇

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）
 （城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職 員 の 区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000

35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200	
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900	
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600	
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900	
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500	
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200	
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900	
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400	
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100	
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800	
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500	
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000	
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700	
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400	
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100	
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600	
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100		
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800		
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500		
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000		
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700		
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400		
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100		
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600		
86	239,700	294,800	343,200	383,900			

87	240,400	295,100	343,700	384,500			
88	241,100	295,500	344,200	385,100			
89	241,900	295,800	344,600	385,800			
90	242,400	296,200	345,100	386,400			
91	242,900	296,600	345,600	387,000			
92	243,400	297,000	346,100	387,600			
93	243,700	297,100	346,300	388,300			
94		297,500	346,800				
95		297,900	347,300				
96		298,300	347,800				
97		298,500	347,900				
98		298,900	348,400				
99		299,300	348,900				
100		299,700	349,400				
101		299,900	349,700				
102		300,300	350,100				
103		300,700	350,500				
104		301,100	350,900				
105		301,300	351,400				
106		301,600	351,800				
107		302,000	352,200				
108		302,400	352,600				
109		302,600	353,100				
110		303,000	353,500				
111		303,400	353,900				
112		303,700	354,200				
113		303,800	354,700				
114		304,200					
115		304,600					
116		305,000					
117		305,200					
118		305,500					
119		305,800					
120		306,100					
121		306,500					
122		306,800					
123		307,100					
124		307,400					
125		307,800					
再任用職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

第2条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項を削り、同条第2項中「、前項に定める額のほかに」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

(城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年城南衛生管理組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例第17条の規定その他の期末手当に係る規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日において職員であってその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他管理者が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号 給
1 級	1号給から93号給まで
2 級	1号給から76号給まで
3 級	1号給から60号給まで
4 級	1号給から44号給まで
5 級	1号給から36号給まで
6 級	1号給から28号給まで
7 級	1号給から16号給まで

- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

提案理由

人事院勧告に準じた所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。